

向上活動支援交付金の手引き

農地周りの水路・農道等の長寿命化と
水質・土壌等の高度な保全活動

活動組織 編



北海道農地・水保全管理対策協議会

平成24年9月

はじめに

農林水産省では、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援しています。

平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続します。

また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援を拡充します。

この手引きは、地域の皆さんが「農地・水保全管理支払交付金」を活用して、農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全活動に取り組んでいただくために、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域共同による農地、農業用水、農村環境の保全活動の例

基礎的な保全活動の例



■ 点検・機能診断



■ 遊休農地発生防止



■ 水路の保全管理



■ 農道の保全管理



■ ため池の保全管理



■ 地域環境の保全

施設の長寿命化や水質・土壌の保全等の高度な保全活動の例



■ 農道舗装の補修



■ 水路の老朽化箇所の補修



■ 素掘り水路からコンクリート水路への更新



■ 水田湛水による地下水かん養



■ グリーンベルトの設置



■ 水田魚道の設置

目次

I 農地・水保全管理支払交付金の概要	
1 農地・水保全管理支払交付金の構成	P1
2 支援の対象となる組織	P2
3 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価	P3
4 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価	
4-1 施設の長寿命化のための活動	P4
4-2 高度な農地・水の保全活動	P4
4-3 農地・水・環境保全組織の取組	P5
5 実施体制	P6
II 施設の長寿命化と高度な農地・水の保全のための活動等の実施	
1 活動の手順	P7
2 計画の策定	
2-1 施設の長寿命化のための活動	P9
2-2 高度な農地・水の保全活動	P13
3 申請書類の提出	
3-1 協定への追記	P18
3-2 申請手続き	P19
4 活動の実施	
4-1 施設の長寿命化のための活動	P21
4-2 高度な農地・水の保全活動	P27
5 活動の記録・報告	
5-1 活動の記録	P28
5-2 活動の報告	P30
(参考)向上活動支援交付金による活動の解説	P33
(参考)様式集	P72
○ 農地・水保全管理支払交付金に関するQ&A、問い合わせ先	P94

I 農地・水保全管理支払交付金の概要

1. 農地・水保全管理支払交付金の構成

農地・水保全管理支払交付金は、以下に示す、(1) 共同活動支援交付金と、(2) 向上活動支援交付金から構成されます。

(1) 共同活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 農地、水路等の基礎的な保全管理活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など)
- ② 農村環境の保全のための活動
(生物多様性保全、景観形成など)

※以下、共同活動支援交付金の手引き(活動組織編)は、「共同活動の手引き」という。

概要は3ページへ

- ・申請等の事務手続きや書類の作成方法等について
→別冊「共同活動支援交付金の手引き(活動組織編)※」へ
- ・活動項目毎の具体的な活動内容や配慮事項について
→別冊「活動の解説」へ

(2) 向上活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 施設の長寿命化のための活動
(農業用排水路等の補修・更新など)
- ② 高度な農地・水の保全活動
(水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組)
- ③ 農地・水・環境保全組織の取組
(組織の設立、地域資源保全プランの策定など)

概要は4、5ページへ

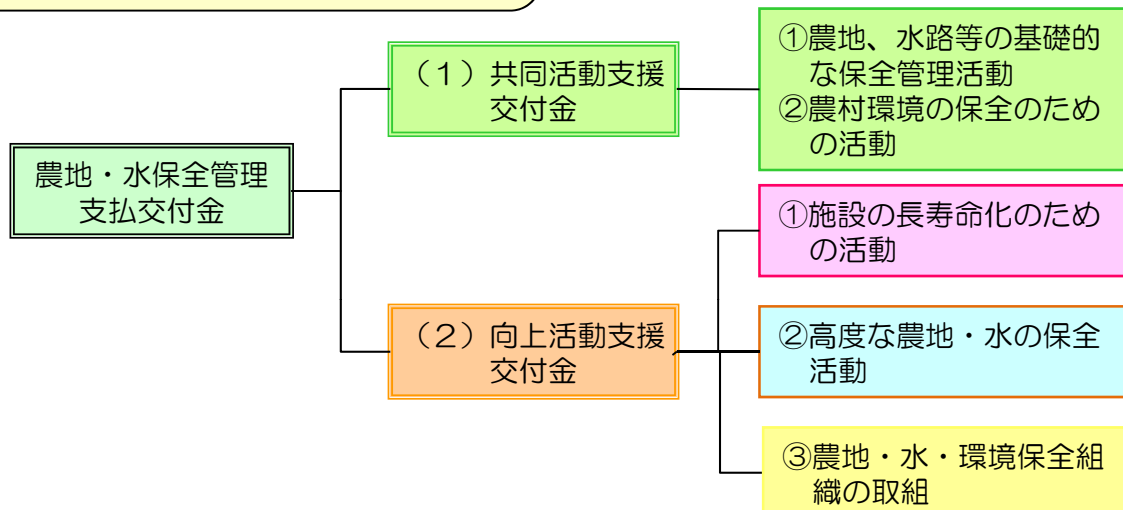
- ・申請等の事務手続きや書類の作成方法等について
→7ページへ
- ・活動項目毎の具体的な活動内容や配慮事項について
→別冊「活動の解説」へ

保全活動の詳細な解説を、以下のURLで公表していますので参照してください。

<http://www.do-nouchimizu.com/>

- ・共同活動支援交付金:農地、水路等の基礎的な保全管理と農村環境の保全のための活動の解説
- ・向上活動支援交付金:農地周りの水路、農道等の長寿命化、高度な農地・水の保全、農地・水・環境保全組織の取組支援のための活動の解説

農地・水保全管理支払交付金の構成



2. 支援の対象となる組織

農地・水保全管理支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す(1)活動組織、または(2)農地・水・環境保全組織のいずれかを設立する必要があります。なお、組織には農業者以外の構成員が参加することが必要です。

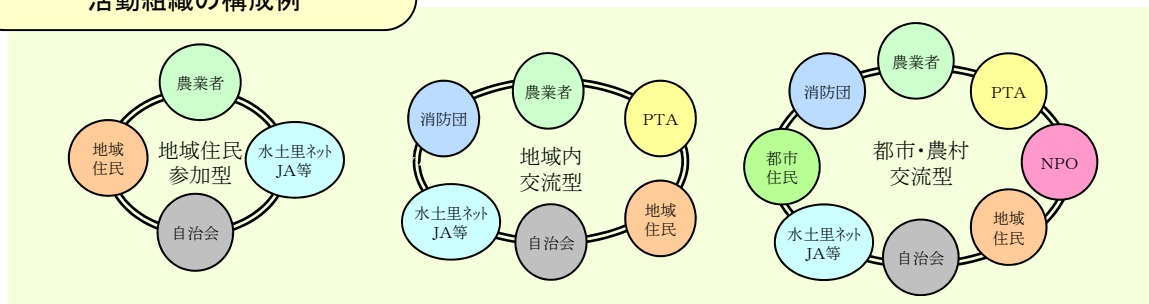
なお、共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために、新たに別の活動組織を設立することはできません。

※以下「活動組織等」とは、活動組織のことです。

(1)活動組織

集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織です。

活動組織の構成例



(2)農地・水・環境保全組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。

➡ 支援内容は5ページへ

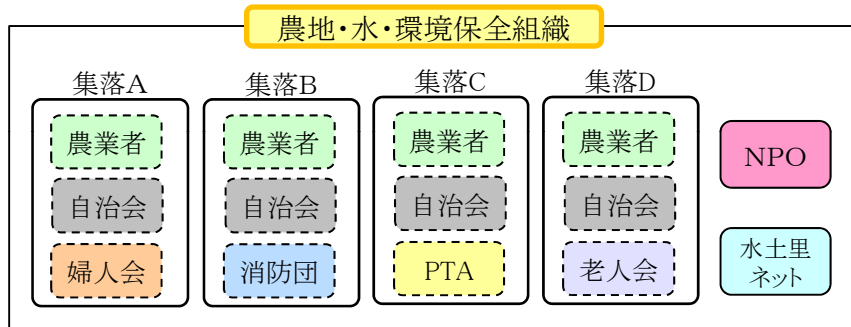
【構成】

対象区域の農地・農業用水等の保全管理活動を行う集落、NPO、地域の関係団体等複数の団体等から構成

【対象区域（面積）】

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象となる区域内の農用地面積が、3,000ha以上で複数集落から構成され活動する場合

農地・水・環境保全組織の構成例



3. 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価

農地、水路等の資源の基礎的な保安全管理活動（①基礎活動）と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動（②農村環境保全活動）に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動






① 基礎活動

協定に位置づけた農用地、水路、農道等の資源を対象とする基礎的な保安全管理活動です。「点検・機能診断」、「計画策定」、「研修」、「実践活動」から構成されます。

点検・機能診断	計画策定	研修	
			
遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認	点検・機能診断結果を踏まえた活動計画の策定	技術力の向上や事務手続き等に関する研修の受講	
実践活動			
			
耕作可能な状態への農地の保安全管理	漏水箇所の目地補修等による水路の保安全管理	砂利の補充等による農道の保安全管理	堤体の草刈り等によるため池の保安全管理
【実践活動の例】			

② 農村環境保全活動

生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動です。「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及	実践活動		
				
地域の農村環境の保全に向けた計画策定	地域住民との交流活動や広報等による啓発・普及	水質調査等による農業用水の保全	グリーンベルトの適正管理等による農地の保全	植栽による景観形成等による地域環境の保全
【実践活動の例】				

(2) 支援単価

新規地区（基本単価）	
	北海道
田	3,400円/10a
畑	1,200円/10a
草地	200円/10a

継続地区※

基本単価の7.5割を上限

・ 上表は、国と地方公共団体の合計額
 ・ 交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

※ 農地・水・環境保全向上対策又は農地・水保安全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域又は、共同活動の実施期間が5年未満で向上活動（施設の長寿命化、高度な農地・水）に取り組む地域

4. 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価

4-1. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水路、農道などの施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動が対象です。

補修



農道舗装の補修

更新等



老朽化した水路のコーティング等による補修

【活動例】

更新等



素堀り水路からコンクリート水路への更新

【活動例】

(2) 支援単価

	北海道
田	3,400円/10a
畑	600円/10a
草地	400円/10a

- ・ 左表は、国と地方公共団体の合計額
- ・ 交付額は、左表の単価に交付対象農地面積を乗じて算出

4-2. 高度な農地・水の保全活動


水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動が対象です。

農業用水の保全



水田湛水による地下水かん養

【活動例】

農地の保全



グリーンベルト設置による土壌流出防止

【活動例】

地域環境の保全



水田魚道の設置による生物多様性の保全

【活動例】

(2) 支援単価

	北海道
田	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000 円/10a
草地	—

- ・ 左表は、国と地方公共団体の合計額で、取組量（ポイント）に応じて支援単価を設定
- ・ 交付額は、1組織あたり、200万円/年を上限

4-3. 農地・水・環境保全組織の取組

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて農地・農業用水等の資源と地域環境の保全を行う「農地・水・環境保全組織」に対しては、その設立及び地域資源保全プランの策定を支援します。

支援内容と支援単価

(1) 支援内容

【農地・水・環境保全組織の設立等】

農地・水・環境保全組織の設立等の際に必要な経費を支援します。

【地域資源保全プランの策定】

農業施設の劣化状況の把握等により、施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。

(2) 支援単価

対象活動	支援額
農地・水・環境保全組織の設立等	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織

〔 ・左表は、国と地方公共団体の合計額
・支援額は、設置された農地・水・環境保全組織1組織あたり1回限りの交付 〕

5. 実施体制

国、北海道、市町村、活動組織、農地・水・環境保全組織が相互に連携を図って、農地・水保全管理支払交付金による取組を推進・実施します。

役割分担と交付ルート

(1) 役割分担

【活動組織、農地・水・環境保全組織】

市町村との協定や活動計画に基づき、保全管理活動を実施します。

【地域の推進体制(北海道、市町村、農業者団体等から構築)】

活動組織等の行う活動に関する助言や指導、活動組織等から提出された申請書等の審査や交付金の交付などを北海道農地・水保全管理対策協議会（以下「道協議会」という。）が行います。

【国】

申請書等の審査や交付金の交付などを行います。

(2) 交付ルート

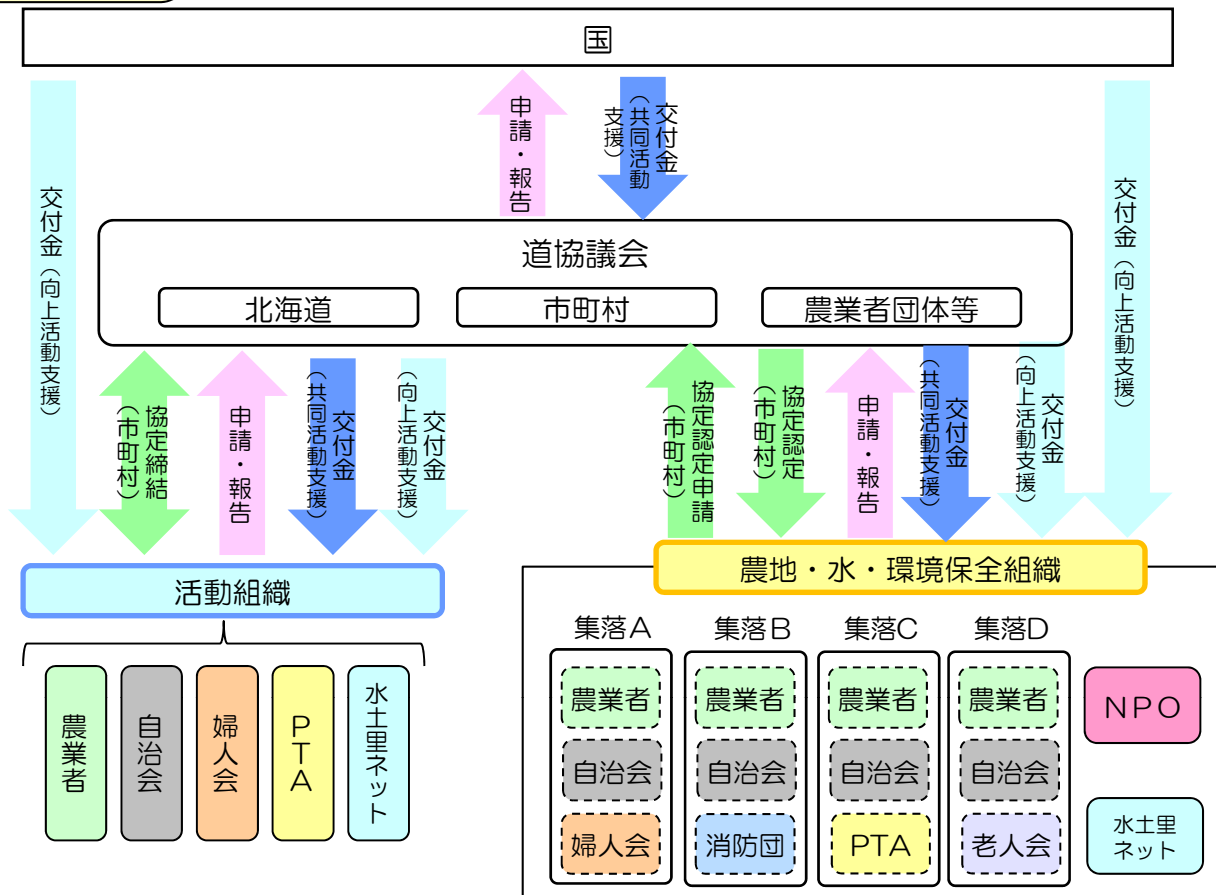
【共同活動支援交付金】

道協議会から活動組織等に交付されます。

【向上活動支援交付金】

国からの交付金は活動組織等へ直接交付されます。北海道、市町村からの交付金は道協議会から活動組織等へ交付されます。

実施体制



II 施設の長寿命化と高度な農地・水の保全のための活動等の実施

1. 活動の手順

施設の長寿命化、高度な農地・水の保全のための活動（向上活動）は、以下に示す、計画の策定、申請書類の提出、活動の実施、活動の記録・報告のステップで実施します。

① 組織の設立（共同活動と共通）

共同活動及び向上活動を実施する組織として、活動組織又は農地・水・環境保全組織を設立します。手続きは共同活動の手引きを参照して下さい。

活動組織の設立について→「共同活動の手引き」9ページへ

なお、向上活動に取り組む活動組織等は、財産の管理等、向上活動の取組に必要な事項を加えた規約、協定等を作成します。

活動組織等の規約、協定の様式について→「共同活動の手引き」28、33ページへ

※共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために新たに別の活動組織を設立することはできません。

② 計画の策定

向上活動支援交付金により実施する向上活動の計画を策定します。

- 施設の長寿命化のための活動 → 9ページへ
- 高度な農地・水の保全活動 → 13ページへ



③ 申請書類の提出

道協議会へ申請書類を提出します。
初年度に行う採択申請と、毎年度行う交付申請があります。

協定への追記等について→18ページへ、採択申請について→19ページへ、交付申請について→20ページへ

④ 活動の実施

計画に基づき、活動を実施します。

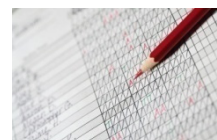
- 施設の長寿命化のための活動 → 21ページへ
- 高度な農地・水の保全活動 → 27ページへ



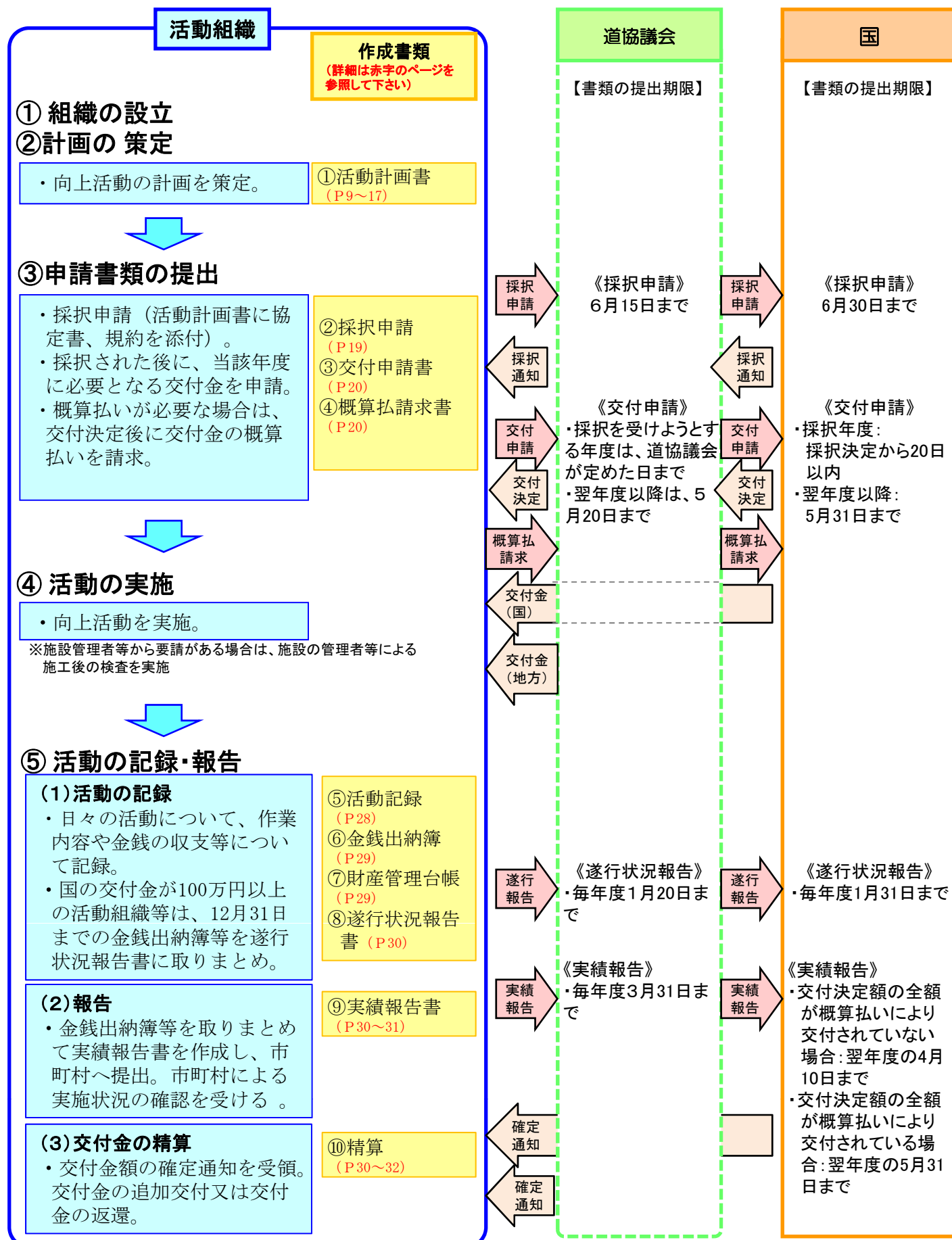
⑤ 活動の記録・報告

日々の活動について、作業内容や金銭の収支等について記録します。
当該年度の活動の実績報告書を作成し、市町村長に報告します。

活動の記録について→28ページへ、活動の報告について→30ページへ



【参考】手続きの詳細フロー



2. 計画の策定

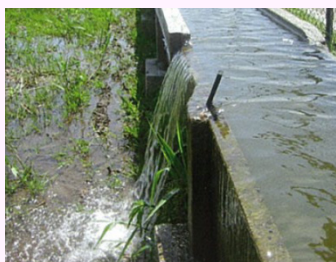
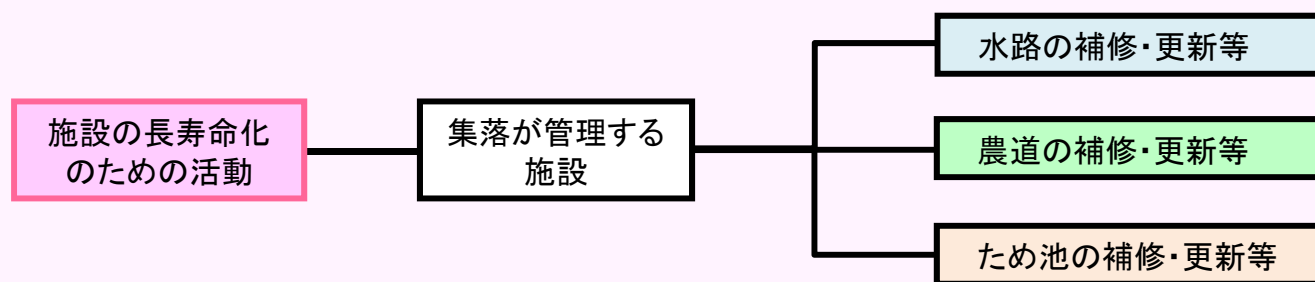
向上活動支援交付金により実施する向上活動の計画を策定します。

2-1. 計画の策定：施設の長寿命化のための活動

活動組織等が、施設の長寿命化のための活動計画を策定します。

（1）施設の長寿命化のための活動の構成・支援単価について

施設の長寿命化のための活動とは、破損や老朽化等より機能低下等を生じている農地周りの水路、農道、ため池などの施設の補修・更新等を行う活動のことです。



機能低下した水路



長寿命化のための補修・更新



機能回復

支援単価は以下の通りであり、交付対象農用地面積を乗じて交付金額を算出します。その額を上限として、毎年度、必要額の交付申請が可能です。

【支援単価】（国と道、市町村の合計）

	北海道
田	3,400円/10a
畑	600円/10a
草地	400円/10a

〔 ・畑は、普通畑及び樹園地。
・草地は、牧草地及び採草放牧地。 〕

(2) 対象活動（施設の長寿命化のための活動）

施設の長寿命化のための補修・更新等の活動の対象となる施設と活動項目は以下のとおりであり、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

対象施設	活動項目	
	補修	更新等
水路  	(水路本体) 水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設	(水路本体) 素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新(一路線全体)
	(付帯施設) 集水柵、分水柵の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修	(付帯施設) ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置
農道 	(農道本体) 農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部)	(農道本体) 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)
	(付帯施設) 農道側溝の補修	(付帯施設) 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新
ため池  	(ため池本体) 洗堀箇所の補修 漏水箇所の補修	(ため池本体)
	(付帯施設) 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修	(付帯施設) ゲート、バルブの更新 安全施設の設置

・上記活動項目に位置付けられていない活動は実施できませんので、注意して下さい。

（3）活動計画の策定手順




様式は74～77ページ参照

計画策定の流れは以下のとおりです。


①対象区域の設定

対象区域は、

- 
1. 共同活動支援に取り組む活動組織の区域の全域、
 2. 中山間地域等直接支払の集落協定による共同活動に取り組む集落の区域、
 3. 共同活動支援交付金の交付を受けずに共同活動を実施する集落単位以上の区域、
 4. 共同活動支援に取り組む農地・水・環境保全組織の区域の全域
- のいずれかで設定できます。


※共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために新たに別の活動組織を設立することはできません。

②対象施設の検討



活動組織等が管理する農地周りの水路、農道等の施設のうち、本交付金を活用して補修又は更新等を行う必要がある施設を選定します。


③対象活動の検討



「対象活動に関する指針」から対象活動を選択し、数量をとりまとめます。


[対象活動について→10ページへ](#)

④対象面積の算定



①で設定した対象区域内の農振農用地面積を算定します。
（農用地面積の詳細については、市町村に確認してください）


⑤活動期間の設定



活動期間は5年間を原則としますが、最低3年まで短縮した計画とすることもできます。

なお、平成23年度から向上活動支援交付金に係る事業に取り組んでいる活動組織等については、活動期間を平成28年度までとすることも可能です。

⑥交付金額の算定



支援単価に④で算定した対象面積を乗じて、交付金額を算出します。
（上記算出額を上限として、毎年度、必要額の交付申請が可能。）

⑦活動組織等の役割等の記載

当該地区の活動計画に基づく活動を実施する上で、活動組織等の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記載します。

（参考）施設の長寿命化に係る活動の実施に係る費用の算出

※費用の算出にあたっては、市町村、水土里ネット等へご相談下さい。

施設の長寿命化のための活動の内容や実施年度の検討にあたり、活動の実施に係る費用を算出する際の参考としてください。

活動に係る費用の内訳

原則として、交付決定通知日以降の活動（発注事務等含む。）が、当該年度の交付金の支払いの対象となりますので、ご注意ください。

費用の内訳	内容
工事費	施設の補修・更新等を行うための工事に係る費用
調査・設計費	施設の補修・更新等を行うための調査・設計等に係る費用
事務費	・保険料 ・活動の実施に係る消耗品費 ・工事発注資料の作成に係る委託費 等

①工事費の算出

工事費は、専門業者からの見積徴収等により計上します。

なお、地域における積算基準等もありますので、市町村、水土里ネット等へお問い合わせください。

②調査・設計費の算出

調査・設計費については、工事費の一定割合を計上することや、大規模な工事については、専門業者への見積徴収により計上する方法があります。

専門業者の見積が必要な内容かどうか、市町村、水土里ネット等に確認してください。

なお、地域における積算基準等もありますので、市町村、水土里ネット等へお問い合わせください。

③事務費の算出

活動のための諸経費や事務に必要な経費を事務費として計上します。

- ・自主施工により活動を行う際の保険料
- ・プリンタ用紙やインク等の消耗品費
- ・工事発注資料の作成に係る委託費 等

参考 保険料の目安

A社（農地・水・環境保全向上対策の共同活動を対象。開催日数1日、1名につき）

イベント傷害保険 21円

イベント賠償責任保険 12円

B社（傷害事故、賠償責任事故を対象。年間、1名につき）

傷害保険（賠償責任含む） 15,080円

保険料は商品や加入・給付条件により異なりますので、個別に確認願います。

④活動費用の算出

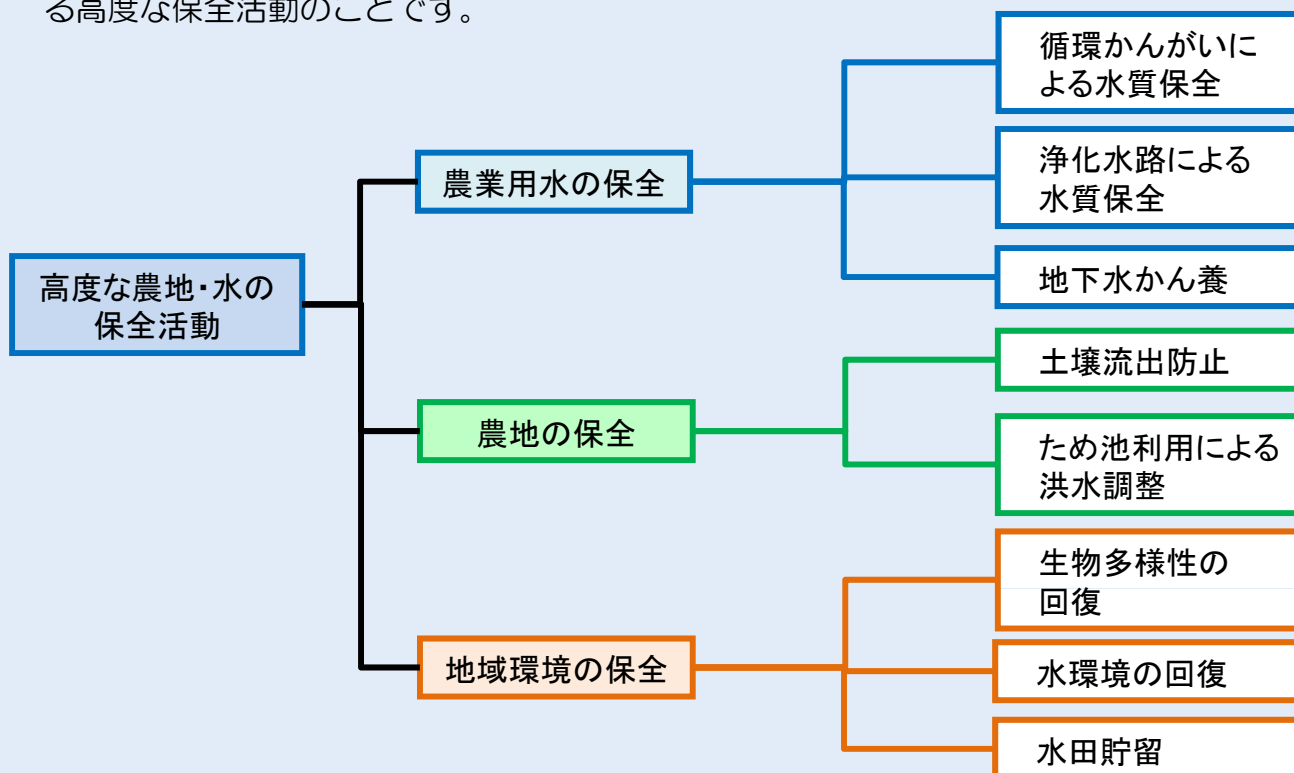
上記の①～③を合計して対象活動の実施に係る費用を算出します。

2-2. 計画の策定：高度な農地・水の保全活動

活動組織等が、高度な農地・水の保全活動の活動計画を作成します。

（1）高度な農地・水の保全活動の構成と支援単価について

高度な農地・水の保全活動とは、水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動のことです。



農地からの排水を原因として、地域の河川・湖沼等の水質が低下し、周辺環境に影響が発生している場合



循環かんがい施設の保全等の実施

支援単価は年度毎に取組量（ポイント）に応じた面積当たり単価となり、設定された単価に交付対象農用地面積を乗じて算出します。

[ポイントについて→14ページへ](#)

【支援単価】（国と地方の合計）

	北海道
田	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000 円/10a
草地	—

※1 取組量（ポイント）に応じて支援単価を設定。

※2 一活動組織当たりの受給額の上限は200万円/年とする。

（2）対象活動（高度な農地・水の保全活動）

高度な農地・水の保全活動の対象となる項目は、以下のとおりです。
地域の課題等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

	活動項目	ポイント
農業用水の保全	 循環かんがい施設の保全等 <small>（循環池の土砂除去等を行い、水質を保全します）</small>	13 p/10ha
	水路への木炭等の設置 <small>（木炭等の水質浄化施設の設置などを行い、水質を保全します）</small>	4 p/m
	冬期湛水等のためのポンプ設置 <small>（ポンプを設置して水田への湛水を行い、地下水をかん養します）</small>	30 p/10ha
農地の保全	 グリーンベルト等の設置 <small>（グリーンベルト（緑地帯）等を設置し、農地の土壌流出を抑制します）</small>	12 p/100m
	防風林の設置 <small>（畑の周りに防風林を設置し、砂ぼこりの飛散を防止します）</small>	3p/100m
	ため池等の浚渫等 <small>（ため池や沈砂池の浚渫を行い、下流域の洪水被害などを防止します）</small>	20 p/100m ³
地域環境の保全	 水田魚道の設置 <small>（水田と水路との間に魚道を設置し、魚類などの生息環境を改善します）</small>	18 p/箇所
	水路魚道の設置 <small>（水路に魚道を設置し、魚類などの生息環境を改善します）</small>	50p/10ha
	生息環境向上施設の設置 <small>（ビオトープなどを設置し、地域の生物の生息環境を確保します）</small>	40 p/箇所
	生物の移動経路の確保 <small>（水路蓋の設置などを行い、地域の生物の移動経路を確保します）</small>	6 p/10m
	 水環境回復のための節水かんがいの導入 <small>（排水を再利用するためのポンプを設置し、取水量を節減します）</small>	30 p/10ha
	水田貯留（排水柵の改良、畦畔の嵩上げ等） <small>（排水柵の改良などを行い、下流地域の湛水被害を軽減します。）</small>	25p/10ha
	水田貯留（水位調整板（管）の設置） <small>（水位調整板（管）を設置し、下流地域の湛水被害を軽減します）</small>	2p/10ha
	専門家による技術的指導の実施	2p/回

【留意事項】

高度な農地・水の保全活動では、水田魚道などの施設の設置に係る費用について支援されますが、施設設置後の維持管理については、共同活動支援による取組（支援）となります。
施設の維持管理を適正に行うため、施設を設置する場合には、共同活動支援において、施設の維持管理に関する活動が実施できるよう、活動項目を選択してください。

（3）活動計画の策定手順



様式は74～77ページ参照

計画策定の流れは以下のとおりです。

①対象区域の設定

対象区域は、

- ①共同活動支援に取り組む活動組織の区域の全域、
 - ②中山間地域等直接支払の集落協定による共同活動に取り組む集落の区域、
 - ③共同活動支援交付金の交付を受けずに共同活動を実施する集落単位以上の区域、
 - ④共同活動支援に取り組む農地・水・環境保全組織の区域の全域
- のいずれかで設定できます。



※共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために新たに別の活動組織を設立することはできません。

②対象活動の検討



「対象活動項目一覧」から、地域のもつ課題等を整理した上で、課題の解決等につながる活動を選択します。

[対象活動項目一覧→14ページへ](#)

③対象面積の算定



活動の対象区域内の農振農用地面積を算定します。
（農用地面積の詳細については、市町村に確認してください）

④活動期間の設定



平成24年度から28年度までの5ヶ年間の活動計画を作成していただきますが、活動期間中に取組を実施しない年度を含むことも可能です。

⑤支援単価の算定



対象活動のポイント換算表を基に、対象活動の数量から、取組の合計ポイントを集計します。

ポイント算定表を用いて、以下の方法で年度毎の支援単価を算出します。

- 1) 事業実施年度毎の合計ポイントを集計します。
- 2) 10a当たりのポイント（面積ポイント）を求め、支援単価を算出します。

[対象活動のポイント換算表→14ページへ](#)

[ポイント算定表→17ページへ](#)

⑥交付金額の算定



支援単価に地区面積を乗じて、年当たり交付金額を算出します。

⑦活動組織等の役割等の記載

当該地区の活動計画に基づく活動を実施する上で、活動組織等の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記載します。

支援単価、ポイントの算定

高度な農地・水の保全活動を行う場合、対象活動ごとに取組面積、延長、箇所数等に乗じて合計したポイントを算定します。対象農用地面積あたりのポイントが一定以上に達すると、交付金が交付されます。

[ポイント算定表→17ページへ](#)

算定の考え方

①取組の合計ポイントを集計

(年度あたりの取組の合計ポイント) = $\sum (P_i \times A_i)$

P_i : 対象活動のポイント (単価)

A_i : 対象活動の取組面積、延長、箇所数等



②10a当たりのポイント (面積ポイント) に換算し支援単価を決定 (田)

(10a当たりのポイント) = $\sum (P_i \times A_i) / A$ (地区面積 (ha)) $\times 1,000$

≥ 750 面積ポイント \Rightarrow 支援単価: 500円/10a

$\geq 1,500$ 面積ポイント \Rightarrow 支援単価: 1,000円/10a

$\geq 2,250$ 面積ポイント \Rightarrow 支援単価: 1,500円/10a



③交付金額の算定

(交付金額) = 支援単価 \times 地区面積

※1組織当たり200万円/年を上限とする

(注) 地区面積が大きく、10a当たりのポイントが750面積ポイントに達しない場合でも、取組の合計が一定ポイント以上の場合には交付金を交付。

(例) ①の取組の合計ポイント ≥ 150 ポイント \Rightarrow 100万円を交付

≥ 225 ポイント \Rightarrow 150万円を交付

≥ 300 ポイント \Rightarrow 200万円を交付 (上限)

支援単価

交付金の単価は下記の表のとおりです。

田、畑の両方で高度な農地・水の保全活動に取り組む場合は、それぞれの対象農用地面積ごとにポイントを算定します。

地目・区分		面積ポイント		
		750以上 1,500未満	1,500以上 2,250未満	2,250以上
田	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a
畑	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,000円/10a

■ 2. 計画の策定 (高度な農地・水の保全活動)

ポイント算定表

高度な農地・水の保全活動のポイント算定は、以下の表を用いて行います。
 活動計画に位置づけられている対象農用地面積及び当該年度を取組量を入力すると、支援単価及び交付金額が算出されます。
 ポイント算定表は、市町村に確認してください。

取組の例(水田50haの地区)



高度な農地・水保全活動に関するポイント算定表

対象農用地面積

(北海道用)

田	畑	計
5,000 a	a	5,000 a

取組内容		付与ポイント	取組量(田)	取組量(畑)	獲得ポイント(田)	獲得ポイント(畑)
農業用水の保全	(1)循環かんがいによる水質保全	循環かんがい施設の保全等 ※2	13 p/10ha	a	0 p	0 p
	(2)浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置	4 p/m	m	0 p	0 p
	(3)地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプの設置 ※2	30 p/10ha	a	0 p	0 p
農地の保全	(1)土壌流出防止	グリーンベルトの設置	12 p/100m	m	0 p	0 p
		防風林の設置	3 p/100m	m	0 p	0 p
	(2)ため池利用による洪水調整	ため池等の浚渫	20 p/100m3	m3	0 p	0 p
地域環境の保全	(1)生物多様性の回復	水田魚道の設置	18 p/箇所	2 箇所	36 p	0 p
		水路魚道の設置 ※2	50 p/10ha	a	0 p	0 p
		水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置	40 p/箇所	1 箇所	40 p	0 p
		生物の移動経路の確保	6 p/10m	m	0 p	0 p
	(2)水環境の回復	水環境回復のためのポンプ設置 ※2	30 p/10ha	a	0 p	0 p
	(3)水田貯留	水田貯留(排水樹の整備、畦畔の嵩上げ) ※2	25 p/10ha	a	0 p	0 p
水田貯留(水位調整板(管)の設置) ※2		2 p/10ha	a	0 p	0 p	
専門家の指導		専門家による技術的指導の実施	2 p/回	回	0 p	0 p
獲得ポイント合計					76 p	0 p

※1 黄色セルのみ入力

※2 当該取組により効果のある農地面積を入力

目標ポイント	500円/10a	37.5 p	0 p
	1,000円/10a	75.0 p	0 p
	1,500円/10a	112.5 p	0 p

高度な農地・水の保全活動への支援単価	田 1,000 円/10a	畑 0 円/10a	
高度な農地・水の保全活動への交付金額	田 500,000 円	畑 0 円	計(上限200万円) 500,000 円
高度な農地・水の保全活動への交付金額 (定額が採用される場合)	田 0 円	畑 0 円	

3. 申請書類の提出

申請を行う前に、共同活動の実施に際して活動組織等と市町村が締結する協定に、向上活動の実施上必要となる事項の追記等を行います。

水土里ネット等が管理する施設を、長寿命化のための活動の対象とするときは、施設の管理者を加えた三者で協定を締結します。

その後、活動組織等から道協議会に申請書を提出します。

3-1. 協定への追記等

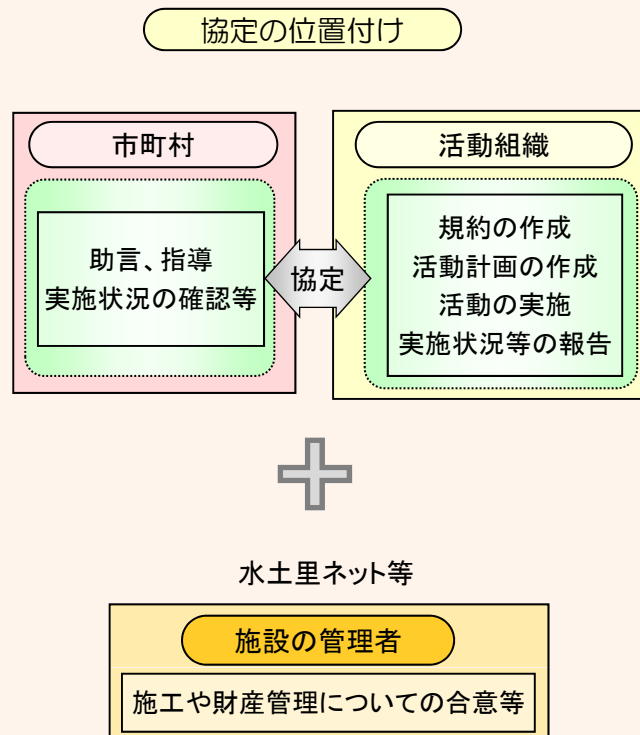
財産の管理責任等を明確にするため、市町村と締結する協定に必要事項を追記します。

市町村等との協定に追記する内容について



様式は「共同活動の手引き」参照

- ・ 市町村等が管理する水路、農道等について、活動組織が補修・更新等の長寿命化対策を行うこと
- ・ 施工後の工作物の帰属や管理責任



3-2. 申請書類の提出

活動組織等から道協議会へ、活動計画書、交付申請書を提出します。

(1) 採択申請



様式は74～77ページ参照

向上活動支援交付金による活動を実施しようとする場合には、その初年度に活動計画書を提出する必要があります。

活動計画書には、次の書類を添付します。

- 1) 農地・水保管理支払交付金の実施に関する協定書
- 2) 組織の規約
- 3) 交付金の振込先

組織の規約、協定書について→「共同活動の手引き」参照、
活動計画書について→74～77ページへ

活動組織等は、道協議会を経由して、農林水産省農村振興局長あての活動計画書を提出します。

また、既に向上活動支援交付金の採択を受けて活動を実施している活動組織等が採択内容を変更する場合は、下記を参考に手続きを行ってください。

採択内容の変更手続きについて

活動計画書、協定書、規約に変更が生じた場合は以下の手続きが必要となります。

①採択内容の変更承認申請

- ・対象活動の追加又は廃止
- ・向上活動支援交付金の対象区域の変更
- ・高度な農地・水の保全活動の交付単価の変更を要する対象活動の変更
- ・活動期間の変更
- ・事業実施主体の変更
- ・事業の中止又は廃止

【提出書類】
活動計画書
【添付書類】
協定書、規約のうち変更が生じたもの

②採択内容の変更の届出

- 左記以外の変更
・役員の交代、構成員の変更 等

以下の書類のうち提出日が早いものに書類を添付
・当該年度の実績報告書（91ページ）
・翌年度の交付申請書（81ページ）
【添付書類】
活動計画書、協定書、規約のうち変更が生じたもの

（２）交付金の申請

①交付申請書の提出



様式は81ページ参照

採択通知が届いた後、毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請について、農林水産大臣あての申請書と道協議会長あての申請書を道協議会に提出します。



なお、採択申請時等に提出した活動計画書、協定書、規約又は交付金の振込先に変更があった場合、変更があった書類を添付して提出します。

②交付決定の通知

農林水産大臣と道協議会長が、交付申請書の内容について、必要な審査を行った後に、道協議会から交付金の交付決定通知が送付されます。



原則として、交付決定通知日以降の活動が、当該年度の交付金の支払いの対象となります。

③概算払請求書の提出



様式は82、83ページ参照

交付決定通知が届いた後に、交付決定された金額の範囲内で、交付金の支払いを請求する場合は、概算払請求書を提出します。



概算払請求書は道協議会に提出しますが、国と地方分の交付金について、それぞれ請求する宛先が異なりますので、ご注意ください。

④交付金の概算払い

必要な審査及び支払の手続きが行われた後に、指定した金融機関の口座に交付金が振り込まれます。

4. 活動の実施

計画に基づき、向上活動支援にかかるそれぞれの活動を実施します。

4-1. 活動の実施：施設の長寿命化のための活動

活動の解説を参考に、施設の長寿命化のための活動を実施します。

[活動の解説→36～59ページへ](#)

施設の長寿命化のための活動の活動項目と解説

それぞれの活動項目の解説については、以下のページを参照してください。

[活動の具体的な実施方法（自主施工または外部発注）→22～26ページへ](#)

対象施設	活動項目			
	補修	(活動の解説)	更新等	(活動の解説)
水路  (水路の老朽化部分の補修)	(水路本体) 水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設	36ページ 37ページ 38ページ 39ページ	(水路本体) 素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新(一路線全体)	40ページ 41ページ
	(付帯施設) 集水柵、分水柵の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修	42ページ 43ページ 44ページ	(付帯施設) ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置	45ページ 46ページ
農道  (未舗装農道を舗装)	(農道本体) 農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部)	47ページ 48ページ	(農道本体) 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	49ページ
	(付帯施設) 農道側溝の補修	50ページ	(付帯施設) 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新	51ページ 52ページ
ため池  (漏水箇所の補修)	(ため池本体) 洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修	53ページ 54ページ	(ため池本体)	
	(付帯施設) 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修	55ページ 56ページ 57ページ	(付帯施設) ゲート、バルブの更新 安全施設の設置	58ページ 59ページ

（参考）施設の長寿命化のための活動の実施方法

（1）自主施工の場合

①自主施工による活動

施設の長寿命化のための活動のうち施設の簡易な補修・更新等については、活動組織等が自主施工により実施することができます。

補修・更新等の内容によっては、専門業者による工事が必要となる場合があります。自主施工によることが可能かどうか、事前に市町村、水土里ネット等へ相談してください。また、設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②活動組織等が管理・確認する事項

自主施工では、資材・重機の手配や人員の配置、資材等の品質確認や出来形の管理、安全の配慮など工事全般について、活動組織等が直接、管理・確認していく必要があります。

管理・確認する事項	管理・確認方法
資材等の品質	資材納入時に、カタログ等の資料や試験成績表、材料納品書を併せて受領して確認。
工事の出来形※	対象施設の機能に着目した管理を行う。 →23ページを参照
安全の配慮	活動時の安全に配慮するとともに、自主施工参加者の傷害保険等への加入。

※出来形：工事が完了した部分のこと

これらの管理・確認を円滑に行うため、必要に応じて水土里ネット等に委託することも可能です。

③工事の実施

工事の実施に先立ち、以下を参考に工事に関する段取りを決めます。

- ア. 工事の作業手順や日程
- イ. 現場における作業分担
- ウ. 機械、資材の調達方法、使用計画
- エ. 施工方法、仮設計画
- オ. 廃材等の処分方法 など

工事に係る日数や資機材の調達先等については、市町村、水土里ネット等に相談してください。

対象活動毎に施工内容や配慮事項等を別冊に整理しています。資料については、以下のURLで公表していますので参照してください。

<http://www.do-nouchimizu.com/>

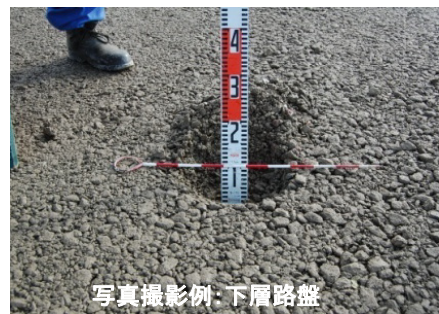
④工事の出来形について

自主施工における出来形管理については、各施設の機能に着目した管理を行います。出来形管理の例を以下に示します。

出来形の管理を行う際の基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認して、必要な基準を適用してください。

自主施工における出来形管理の例

- ・ 掘削
掘削幅、深さに不足や掘り過ぎが生じない。
- ・ 基礎材、舗装材
幅や厚さが設計値を下回らない。
（完成後に見えなくなる箇所は寸法が分かる写真を撮っておく）
構造物の安定化や車両の走行性を確保するため、
平滑な仕上げを心がける。
- ・ コンクリート水路の布設
逆勾配とならないこと。中弛みを生じないこと。
漏水が生じないように目地処理を確実にすること。



写真撮影例：下層路盤

※現場条件や施工内容により異なります。活動組織等以外の者が所有する施設について施工を行う場合には、出来形管理方法について、施設の管理者と相談してください。

⑤工事終了後の確認（検査）について

工事が目的どおりに実施されたか現場を確認します。

なお、活動組織等以外の者が所有する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

自主施工時の保険加入について

自主施工を行う際に加入する保険については、被保険者の障害に適用する「普通傷害保険」を基本契約として、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊した場合の「賠償責任保険」を特約とする場合が基本となります。

民間保険会社等で各種保険を取扱いしていますが、適用にあたっては、加入条件及び給付条件を十分に確認してください。

なお、保険料については、年度内に精算を行う必要があるので留意してください。

自主施工による実施が困難な例

- ・**厳密な測量を伴う工事**
測量、施工の精度が、施設の機能に影響を与える場合（水路勾配が緩く、厳密な水路高さの管理が必要な場合など）
- ・**専門的な技術が要求される工事**
特殊な品質管理が必要となる場合（アスファルト合材の温度管理等）
- ・**施工量が多い工事**
工事期間内に完了させるために専門技術者による効率的な施工が必要な場合
- ・**危険を伴う工事や施設の管理者の許可が必要な工事**
交通量の多い道路に隣接した箇所での施工
鉄道に隣接した箇所での施工
掘削断面確保のために土留め工などの仮設が必要な施工 等

※現場条件や施工内容により異なります。自主施工の検討にあたっては、市町村、水土里ネット等と相談してください。

（２） 外部発注する場合

①外部発注について

厳密な測量や専門的な技術が求められる工事の場合は、専門業者に外部発注することができます。

自主施工が困難な例→24ページを参照ください

また、大規模な工事で、工事前に測量・設計等が必要な場合には、これらの作業についても、専門業者に発注することができます。設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②外部発注の方法

外部発注は

ケース1：業者から施工方法の提案を受けて工事発注する場合

ケース2：実施主体が仕様を定めて工事発注する場合があります。

ケース1及び2の流れ→26ページを参照ください

③外部発注における契約の方法

見積を徴収して行う契約は、活動組織の存する市町村において、随意契約ができることとしている金額を上限としてください。（市町村に確認してください）

見積は複数社から徴収し、最低価格を提出した業者を採用するなど契約相手先選定の競争性を確保してください。

活動組織等の存する市町村において、随意契約をできることとしている金額を上回る発注をする時は、競争入札によるなど契約相手先選定の競争性を確保してください。

これら契約方法等の詳細については、市町村等と相談して決定してください。

④工事の施工管理について

施工図面に基づき工事を実施する場合には、適正に施工が行われるよう、定められた基準に基づき施工業者が施工管理を実施します。

施工管理の基準については、市町村や施設を管理している水土里ネット等に確認してください。

また、活動組織等が現地において補修箇所を特定するような工事（現場合わせの工事）の場合には、補修後に施設の機能が確保されるよう施工することが必要です。

⑤完成検査（現場での確認）について

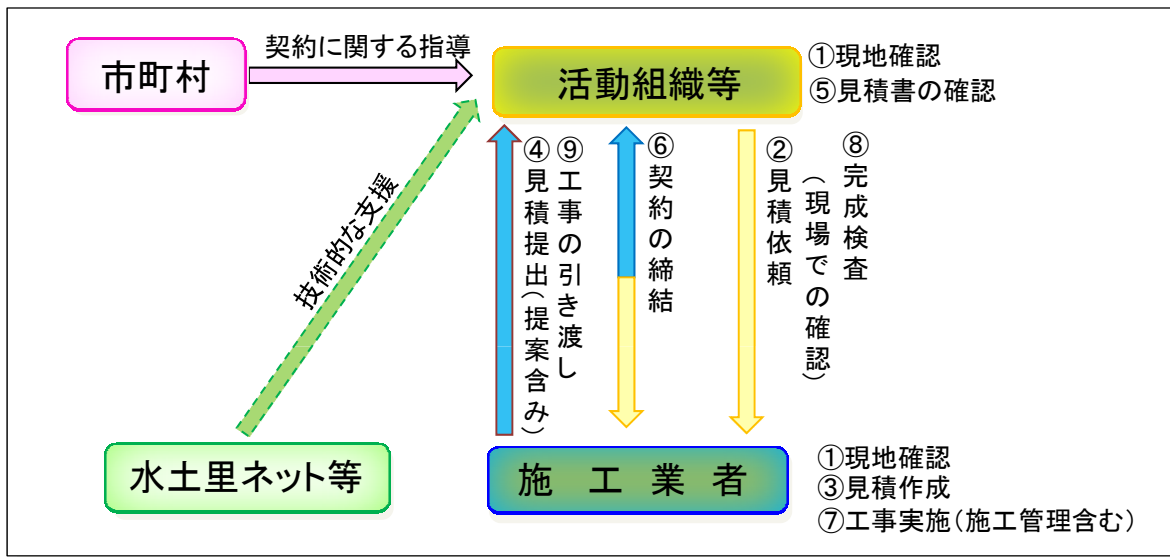
活動組織等は、工事が目的どおりに実施されたかどうかについて現地確認等の検査を行います。必要に応じて、専門的な知見または技術を有している者の指導、助言等を活用して、検査を行うことができます。

なお、活動組織等以外の者が管理する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

外部発注の方法ごとの流れ

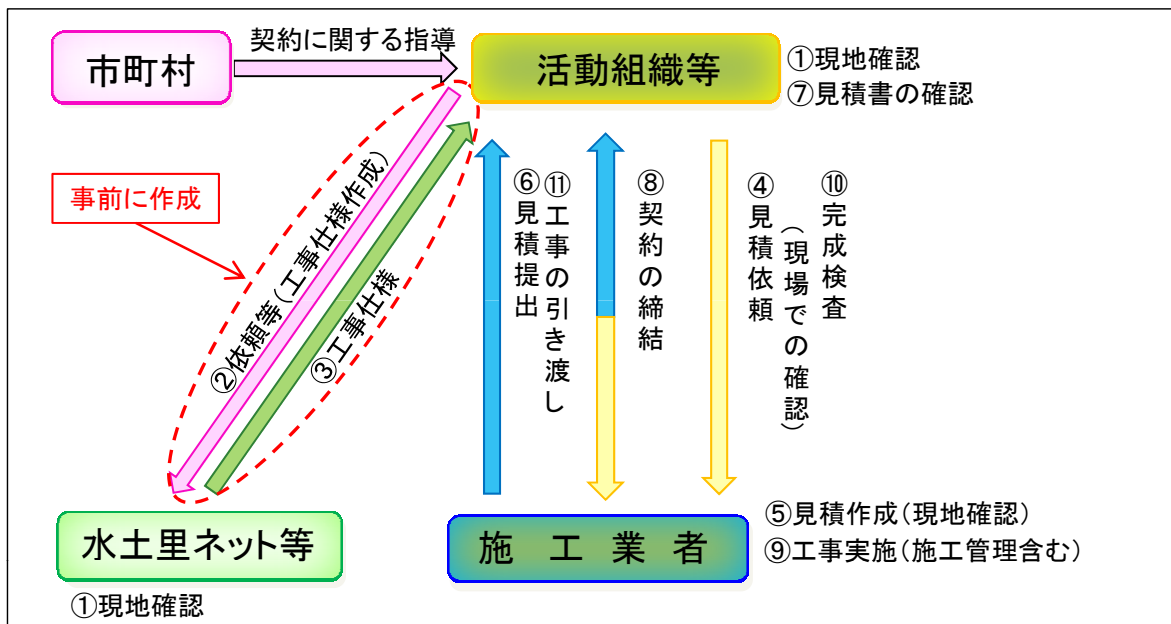
ケース1：業者から施行方法の提案を受けて工事発注する場合

○現地に施工業者を案内し、どの部分をどのように補修あるいは更新したいのか説明を行い、見積徴収。この際、施工方法の提案も受け付ける旨を説明。



ケース2：実施主体が仕様を定めて（※）工事発注する場合

○活動組織等は水土里ネット等への依頼等により事前に作成した工事仕様に基づき業者から見積徴収し、工事発注。



(※) 現地に水土里ネット等を案内し、活動組織等が補修または更新したい施設について、工事仕様（工期、数量、図面）の作成を水土里ネット等に依頼等を行う。

4-2. 活動の実施：高度な農地・水の保全活動

水質・土壌等の高度な保全活動を実施します。

高度な農地・水の保全活動の活動項目と解説

それぞれの活動項目の解説については、以下のページを参照してください。
 なお、工事を実施する場合は、22～26ページを参考に実施してください。

活動区分	活動項目	活動の解説		
1. 農業用水の保全  (循環かんがい施設の保全)	(1) 循環かんがいによる水質保全	循環かんがい施設の保全等	60ページ	
	(2) 浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置	61ページ	
	(3) 地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプ設置	62ページ	
2. 農地の保全  (ため池の浚渫)	(1) 土壌流出防止	① グリーンベルト等の設置	63ページ	
		② 防風林の設置	64ページ	
3. 地域環境の保全  (水田魚道の設置)  (ワンドの設置)	(1) 生物多様性の回復	③ 水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置	68ページ	
		④ 生物の移動経路の確保	69ページ	
		(2) 水環境の回復	水環境回復のための節水かんがいの導入	70ページ
			(3) 水田貯留	水田貯留
	その他	専門家の指導	専門家による技術的指導の実施	

5. 活動の記録・報告

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。
当該年度の活動の記録をとりまとめ、市町村に報告します。

5-1. 活動の記録

日々の活動を記録し、活動記録、金銭出納簿等を作成します。

(1) 活動記録



様式は85ページ参照

①活動記録について

活動記録は活動区分毎に作成してください。
活動の実施及びそのための準備やその後の整理・とりまとめなど、向上活動支援に係る何らかの活動を行った日は、活動記録にその内容等を記入してください。

②活動記録の作成に当たって

- 「活動内容」の活動項目については、「調査計画」などから当てはまるものを選んでチェックしてください。
(活動項目別の作業の例を下表に示します。)
- 支出の有無にかかわらず記録してください。
- 「備考」には、活動内容の詳細を記入してください。

向上活動支援交付金における活動項目の例

活動項目	作業の例
「調査計画」	活動または施工を行う予定箇所の現地調査・確認など
「設計作業」	図面の作成、図面や工事の仕方についての水土里ネット等との打ち合わせなど
「発注事務」	自主施工する場合の資材・機材の手配、外部発注する際の見積徴収や契約書作成に係る事務など
「設置等」	自主施工の際の現場での作業、外部発注する際の施工中の確認など
「事務処理」	活動実施後または施工後の支払、作業日報、活動記録及び金銭出納簿の整理、総会のための準備など

(参考) 作業日報



様式は86ページ参照

施設の長寿命化については、日当及び換算労務の確認を行う際に必要となることから、作業日報を整理してください。

（２）金銭出納簿



様式は87ページ参照

①金銭出納簿について

金銭出納簿は、毎年度、活動区分毎に新しいものを用意し、向上活動支援交付金の活動に係る全ての出納について記入します。

また、実績報告書に金銭出納簿の写しを添付し、市町村長に提出します。

②金銭出納簿の作成に当たって

- ・ 日付には領収書と同じ日付を記載してください。
- ・ 日当の支払については、活動の実施日を記載してください。

なお、金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、翌年度から5年間保管する必要がありますのでご留意ください。

（３）財産管理台帳



様式は88ページ参照

①財産の取扱いについて

活動組織等が施設の長寿命化のための活動に取り組む場合、活動の対象となる施設の管理者と協定を締結します。

向上活動支援交付金により長寿命化のための更新等を行った施設（財産）については、事業終了後においても、当該協定書等に基づき、定められた管理者が適切に管理します。

②財産管理台帳の整備

更新等を行った施設については、財産管理台帳を作成し、保管しておきます。

当該施設については、工事の完了後は、原則として、活動組織等が管理することとしますが、市町村等との協定において、市町村等に譲渡することとした場合、農林水産省農村振興局長等に財産処分に係る承認申請を提出して頂き、承認を受けた上で譲渡してください。

なお、補修を行った施設（対象活動のメニューが「補修」のもの）は対象となりません。詳しくは、協定を締結した市町村等にご確認ください。

財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間を記載します。

財産の処分制限期間について

施設の長寿命化のための活動で更新等を行った施設については、国等が当該施設の耐用年数を勘案して定める期間、国等の承認を受けないで、交付金の目的に反した使用等をするを制限しています。

なお、処分制限期間の例は下記のとおりです。記述されている施設以外の処分制限期間は道協議会にお問い合わせください。

施設	構造	処分制限期間
水路	コンクリート造のもの	17年
農道	アスファルト舗装	10年
水路 ため池	ゲート、バルブ	14年
	ポンプ	7年
	防護柵（金属造りのもの）	10年

5-2. 活動の報告

活動の実績報告書を作成し、市町村長等に報告します。

(1) 遂行状況報告書のとりまとめ



様式は90ページ参照

当該年度の交付金の額が200万円以上（国と地方公共団体との合計額）の活動組織等は、12月31日現在の遂行状況報告書を作成し、1月20日までに道協議会へ提出します。

(2) 実績報告書の提出



様式は91ページ参照

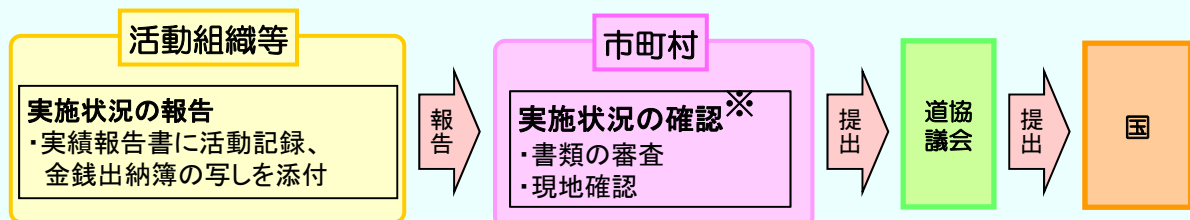
① 実績報告書の提出

当該年度の活動終了後に活動の実績を実績報告書により市町村へ報告します（提出期日はP8参照）。実績報告書は、農林水産大臣あてと道協議会長あての2枚が必要です。

また、実績報告書の提出の際には、次の書類を添付します。

- ア. 活動記録 →様式は85ページ参照
- イ. 金銭出納簿の写し →様式は87ページ参照

実績報告のフロー



※書類の審査は毎年度全ての活動組織等に対し、また、現地確認は全ての活動組織等が活動期間中に1回以上実施されるもの。

② 国の交付金の精算について

農林水産省は、実績報告書の内容について審査し、交付金の額の確定を行います。

確定した額よりも、既に交付された交付金のほうが多かった場合、差額分の交付金を返還していただきます。

交付金の返還が必要な場合、農林水産大臣等から額の確定通知と納入告知書（返還請求書）が送付されますので、額の確定通知日から20日以内に、納入告知書を最寄の金融機関等に持参のうえ、交付金の返還手続きを行ってください。

期限内に納付されない場合は、未納額に対して、その未納期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することとなりますので、ご注意ください。

③北海道及び市町村の交付金の精算について

道協議会は、実績報告書の内容について審査し、北海道及び市町村の交付金の額の確定を行います。

確定した額よりも、既に交付された交付金のほうが多かった場合、差額分の交付金を返還していただきます。

交付金の返還が必要な場合、道協議会長から通知される返還請求書に基づき最寄の金融機関等から指定口座へ振り込んで頂きますが、当該手続きに係る手数料については、交付金の対象外となりますのでご注意ください。

期限内に納付されない場合は、未納額に対して、その未納期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することとなりますので、ご注意ください。

④交付金精算時の確認

実績報告書のうち施設の長寿命化の取組の交付金の精算額（国分＋地方分）は、実績報告書に添付する活動記録の延べ実施時間に道協議会で定めた単価^注を乗じて得た額から、日当支払額を差し引いた額に実績報告書の事業費を加えた額の3分の2以下である必要があります。

なお、「施設の長寿命化の取組に係る活動組織の負担の考え方とその事例」を32ページに示しますのでご確認ください。

$$\left[\begin{array}{l} \text{実績報告書交付金精算額（国分＋地方分）} \leq \\ [(\text{活動記録延べ実施時間} \times \text{単価}^{\text{注}} - \text{日当支払額}) + \text{実績報告書事業費}] \times 2/3 \end{array} \right]$$

注：単価は11,000（円）／8（時間）です。

なお、平成25年度以降に単価の変更が生じる場合は、道協議会から通知がありますので、毎年度、市町村に確認してください。

別紙 参考資料

「施設の長寿命化のための取組に係る活動組織等の負担の考え方とその事例について」

【事例】

交付金額が1,745,300円の活動組織等の場合

・交付申請書は、81ページを参照してください。

I 向上活動支援交付金における1年間の事業費（活動経費）の考え方は次のとおりです。

【考え方】

交付金額が1,745,300円（国 872,650円＋地方 872,650円）の場合、活動組織等においても872,650円以上の負担による、合計2,617,950円以上の活動が必要です。

【交付申請書（別記様式第2号）記載例】

事業費	交付申請額		その他*
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 2,617,950 円	872,650 円	872,650 円	872,650 円

※「その他」欄に活動組織等の負担額を記載

II 活動組織等の負担の方法は次のとおりです。

【考え方】

活動組織等の負担は、労務提供、金銭、労務提供と金銭によります。

※ 労務提供は、金銭に換算して「換算労務費」として計算します。

・活動記録は、85ページを参照してください。

III 活動組織等の負担額の計算方法は次のとおりです

【考え方】

- ① 労務提供した場合は、活動記録（道協様式第113号）から施設の長寿命化に係る延べ活動時間の合計を算出し、これに道協議会が示す単価を乗じて換算労務費を算出します。
- ② 労務提供に対して日当を支払っている場合は、換算労務費から日当支払額の合計金額を差し引いて活動組織等負担算入額とします。労務提供に対して日当を支払っていない場合は、換算労務費が活動組織等負担算入額となります。
- ③ 活動組織等負担算入額が活動組織等負担額に満たない場合には、不足分を金銭で負担することになります。

上記【考え方】の計算式は次のとおりです。

① 換算労務費 = 延べ活動時間の合計(hr) × 単価(円/hr) = _____円

②『日当を支払っている場合』

活動組織等負担算入額 = 換算労務費(円) - 日当支払額の合計金額(円) = _____円

『日当を支払っていない場合』

活動組織等負担算入額 = 換算労務費(円)

③ 金銭負担額 = 活動組織等負担額 - 活動組織等負担算入額 = _____円

【例】

延べ活動時間の合計：220時間、道協議会が示す単価：11,000(円)/8(時間)、日当の支払額の合計：104,500円

上記【考え方】の計算式により計算します。

① 換算労務費 = 220(時間) × 11,000(円)/8(時間) = 302,500.0(円)

② 活動組織負担算入額 = 302,500.0(円) - 104,500(円) = 198,000.0(円)

③ 金銭負担 = 872,650(円) - 198,000.0(円) = 674,650.0(円) ≒ 674,650(円)

・実績報告書は、91ページを参照してください。

【実績報告書（別記様式第8号）記載例】

事業費	交付申請額		その他*
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 (2,617,950)	(872,650)	(872,650)	(872,650)
2,419,950 円	872,650 円	872,650 円	674,650 円

※「その他」欄に活動組織等の負担額を記載

(参考)

農地周りの水路、農道等の長寿命化と 水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説

この解説書は、代表的な対象活動について、活動の対象となる状況、活動の内容と期待される効果(または活動の目的及び基準)、活動の手順と留意点等について例示したものです。

現場の状況は地域により様々ですので、この解説書を参考にしながら、現場に適合した活動をしていただくようお願いします。

(参考)

農地周りの水路・農道等の長寿命化のための活動の解説

I 水路(開水路)

1 水路本体

(1)水路の破損部分の補修	P36
(2)水路の老朽化部分の補修	P37
(3)水路側壁の嵩上げ	P38
(4)U字フリューム等既設水路の再布設	P39
(5)素掘り水路からコンクリート水路への更新	P40
(6)水路の更新(一路線全体)	P41

2 付帯施設

(1)集水枡、分水枡の補修	P42
(2)ゲート、ポンプの補修	P43
(3)安全施設の補修	P44
(4)ゲート、ポンプの更新	P45
(5)安全施設の設置	P46

II 農道

1 農道本体

(1)農道路肩、農道法面の補修	P47
(2)舗装の打換え	P48
(3)未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) ..	P49

2 付帯施設

(1)農道側溝の補修	P50
(2)側溝蓋の設置	P51
(3)土側溝をコンクリート側溝に更新	P52

III ため池

1 ため池本体

(1)洗掘箇所への補修	P53
(2)漏水箇所への補修	P54

2 付帯施設

(1)取水施設の補修	P55
(2)洪水吐の補修	P56
(3)安全施設の補修	P57
(4)ゲート、バルブの更新	P58
(5)安全施設の設置	P59

(参考)

水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説

I 農業用水の保全

1 循環かんがいによる水質保全

(1) 循環かんがい施設の保全等 P60

2 浄化水路による水質保全

(1) 水路への木炭等の設置 P61

3 地下水かん養

(1) 冬期湛水等のためのポンプ設置 P62

II 農地の保全

1 土砂流出防止

(1) グリーンベルト等の設置 P63

(2) 防風林の設置 P64

2 ため池利用による洪水調整

(1) ため池等の浚渫 P65

III 地域環境の保全

1 生物多様性の回復

(1) 水田魚道の設置 P66

(2) 水路魚道の設置 P67

(3) 生物生息環境向上施設の設置 P68

(4) 生物の移動経路の確保 P69

2 水環境の回復

(1) 水環境回復のための節水かんがいの導入 P70

3 水田貯留

(1) 水田貯留 P71

水路の破損部分の補修

I. 活動の対象となる状況

水路において、

- ・ひび割れ
- ・部分的な欠損
- ・側壁の倒壊

など、一部の区間が破損しており、必要な用水量が確保できない、漏水するなどといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填や布設替えなどにより、水路の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
 - ・水路の破損状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
 - ・斜めに生じる大きなひび割れや側壁の倒壊等は外力に起因するものが多いため、部材断面を大きくするなどの検討も必要です。
- ②実施
 - ・ひび割れはひび割れ被覆工法やUカット工法等で補修します。
 - ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。
 - ・破損状況によっては、部分的に水路を布設替えします。
- ③確認
 - ・補修した水路に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

水路の老朽化部分の補修

I. 活動の対象となる状況

水路において、

- ・目地の劣化
- ・コンクリート表面の摩耗
- ・ひび割れ
- ・はく離

などにより、一部の区間が老朽化し、漏水等のため、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

目地材の充填やコンクリート表面へのコーティング材塗布等により、水路の老朽化部分を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | ・水路の老朽化状況を目視にて点検します。
・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | ・目地の劣化部分は既設目地を撤去し、新たな目地材を充填して補修します。
・コンクリート表面の劣化はコーティング材などを塗布することによって補修します。 |
| ③確認 | ・目地部から漏水がないか、コーティング材のはく離などがないか確認します。
・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

水路側壁の嵩上げ

I. 活動の対象となる状況

水路敷きの不同沈下により、

- ・部分的な溢水

が生じて、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合

〔 * 不同沈下が激しく、溢水に加えて、接続部からの漏水、土砂が堆積しやすくなるといった通水機能の低下がみられる場合は、別項目「U字フリューム等既設水路の再布設」の対策を行います。〕



II. 活動の内容と期待される効果

当該部分の側壁に新たなコンクリート側壁を打ち足すことにより、水路を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・水路に水を流して不同沈下の状況を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・沈下している水路の前後に水糸を張る等して、必要な通水量を確保するための嵩上げ高さを調べます。

②実施

- ・既設水路の側壁にコンクリートを打ち足して嵩上げします。

③確認

- ・水路から漏水や溢水がないか確認します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

U字フリューム等既設水路の再布設

I. 活動の対象となる状況

水路敷きの不同沈下により、

- ・漏水
- ・溢水
- ・土砂が溜まりやすくなる

などが生じて、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

既設水路を撤去して、一定勾配となるように再布設します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・水路に水を流して不同沈下の状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・既設水路を撤去して、一定勾配となるように再布設します。
 - ・撤去した水路は再利用することを基本としますが、水路の状態に応じて、新しい水路を設置することも考えられます。
 - ・地盤が軟弱であったり、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。

- ③確認
- ・水路から漏水や溢水がないか確認します。
 - ・水路底に局所的に土砂が溜まらないか確認します。
 - ・水路が再び沈下していないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

素掘り水路からコンクリート水路への更新

I. 活動の対象となる状況

現況が素掘りの水路において、

- ・水路が崩れやすい
- ・土砂やごみが溜まりやすい
- ・水路内に雑草が繁茂する などにより、必要な用水量が確保できない、大雨時に溢れるといった通水機能の低下がみられる場合や、清掃や泥上げなどの維持管理に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

素掘り水路をコンクリート水路(既製品、現場打ち)に更新します。
コンクリート水路とすることにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・清掃や泥上げなどの維持管理が容易となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・素掘り水路の現況について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
 - ・素掘り水路をコンクリート水路とすることで、上下流の取水、排水に影響する場合や、素掘り水路が希少な動植物の生育・生息環境となっている場合があるので留意が必要です。

- ②実施
- ・コンクリート水路(既製品、現場打ち)への更新を行います。
 - ・地盤が軟弱である場合や、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。

- ③確認
- ・設置した水路に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

水路の更新(一路線全体)

I. 活動の対象となる状況

水路において破損や老朽化により、

- ・ひび割れ
- ・欠損、側壁の倒壊
- ・目地の劣化
- ・コンクリート表面の摩耗
- ・はく離

などが一路線全体を通じて発生し、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

既設水路を撤去して、新たな水路を布設します。
このことにより、

- ・水路断面の通水機能が維持される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・水路の一路線全体を目視にて点検します。・路線図に点検結果を記録して整理します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・既設水路を撤去して、新たな水路を布設します。・地盤が軟弱である場合や、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となることがあるので留意が必要です。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・水路から漏水や溢水がないか確認します。・水路が再び沈下していないか確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

集水枡、分水枡の補修

I. 活動の対象となる状況

集水枡、分水枡において、

- ・水路との接続部に隙間
- ・ひび割れ
- ・欠損

などの破損や老朽化が生じて、必要な用水量が確保できないといった集水、分水等の機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

接続部の隙間、欠損部へのモルタル充填やひび割れ部分への補修材充填などにより、集水枡、分水枡を補修します。

このことにより、

- ・集水、分水等の機能が維持される
- ・集水枡、分水枡の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・集水枡、分水枡の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・水路の接続部との隙間や欠損部にはモルタルやコンクリートを充填して補修します。
 - ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。

- ③確認
- ・水路に水を流し、水路と枡との接続部から漏水がないか目視にて確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

ゲート、ポンプの補修

I. 活動の対象となる状況

水路に付帯するゲートやポンプにおいて、

- ・部品の破損、腐食
- ・部品の老朽化

などにより、機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ゲートやポンプの破損、老朽化した部品の補修や交換を行います。

このことにより、

- ・ゲートやポンプの機能が維持される
- ・ゲートやポンプの長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・金属部品に錆の発生等がみられる場合は、錆を取り除き補修材や塗料を塗布する等の補修を行います。・金属部品の錆の発生や減耗が著しい場合や、ゴム部品の硬化、破損がみられる場合は新たな部品に交換します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・ゲートについては操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないことを確認します。・ポンプについては稼働させた際に異常な音・振動が無く、スムーズに動作することを確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



安全施設の補修

I. 活動の対象となる状況

分水工や堰、水路沿いなどに設置されている金網フェンスなどの安全施設において、

- ・金網が破れている
- ・胴縁が曲がっている
- ・支柱が曲がっている

などの破損や老朽化がみられ、施設周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

破損したフェンスの部品(金網、胴縁、支柱など)の補修や、新たな部品への交換をします。
このことにより、

- ・施設周辺の安全が確保される
- ・安全施設の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・金網、胴縁、支柱等の部材の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・フェンス全体に少し力を加えるなどして、ぐらつきがないか点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・金網の破れは新しい金網を繋げて補修します。
 - ・部材の曲がりやハンマーなどで叩いて修正します。
 - ・破損や腐食が著しい場合は新しい部品に交換します。

- ③確認
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
 - ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



ゲート、ポンプの更新

I. 活動の対象となる状況

水路に付帯するゲートやポンプにおいて、

- ・著しい破損
- ・著しい老朽化

などがみられ、部分的な部品の補修や交換だけでは、施設の使用が困難である場合



II. 活動の内容と期待される効果

著しい破損や老朽化のみられるゲートやポンプを新たなゲートやポンプに更新します。
このことにより、

- ・ゲートやポンプの機能が維持される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・既設のゲートやポンプを新たなゲートやポンプに交換します。

- ③確認
- ・ゲートについては操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないことを確認します。
 - ・ポンプについては稼働させた際に異常な音・振動が無く、スムーズに動作することを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



安全施設の設置

I. 活動の対象となる状況

分土工や堰、水路沿いなどにおいて、フェンスや水路蓋などの安全施設がなく、

- ・転倒や転落などの恐れ

があり、施設周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

フェンスや水路蓋などの安全施設を新たに設置します。

このことにより、

- ・施設周辺の安全が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・施設周辺の安全性について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。
 - ・施設や現地の状況に合わせて、蓋の種類やフェンスの延長や高さ、材質等を決定します。

- ②実施
- ・比較的大きな施設にはフェンスを設置します。
 - ・小型の水路には蓋を設置します。

- ③確認
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
 - ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
 - ・水路に蓋をした後は、目立った損傷などが目視にて点検します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

農道路肩、農道法面の補修

I. 活動の対象となる状況

農道路肩、農道法面において、

- ・侵食
- ・崩壊

また、ブロック積みや石積み等において、

- ・隙間
- ・ひび割れ
- ・欠損

などがあり、施設の安全性が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

農道路肩、農道法面の侵食箇所等を補修します。また、ブロック積みや石積み等の補修又は積み直しをします。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
 - ・農道路肩、農道法面の侵食や崩壊の有無を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ②実施
 - ・侵食箇所等に土を補充し、締め固めて補修します。必要に応じて、土のうや植生等で保護します。
 - ・ブロック積みや石積みの隙間はセメントミルクやモルタルなどで補修します。
 - ・ブロック積みや石積みに大きなひび割れや欠損、はらみ等がみられた場合は、当該部分を一度撤去して、再度積み直します。
- ③確認
 - ・農道路肩・法面が、降雨によって再び侵食されていないか点検します。
 - ・ブロック積みや石積みにひび割れやはらみ等が発生していないか点検します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



舗装の打換え

I. 活動の対象となる状況

農道において、

- ・路面の凹凸
- ・轍
- ・ひび割れ

などの路面の老朽化等により、農耕車等の通行に支障がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

老朽化した舗装を新たに打換えするなどにより、路面を補修します。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・農道利用者の快適性が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・路面の状態を目視や自動車で行くなどして点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・取り壊したアスファルト殻やコンクリート殻は産業廃棄物となるので産業廃棄物処理場に引き取ってもらう必要があります。
 - ・アスファルト合材やコンクリートを所定の厚さに敷き均して締め固めます。
 - ・アスファルト合材が50℃以下になったこと、コンクリートの強度が十分に得られたことを確認してから、道路を開放します。

- ③確認
- ・舗装表面に大きなたわみやひび割れがないか確認します。
 - ・表面が平坦に仕上がっており走行性に問題がないかを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



未舗装農道の舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)

I. 活動の対象となる状況

未舗装である農道において、

- ・路面の窪み
- ・雨水の溜まり
- ・ぬかるみ

などにより、農耕車等の通行や維持管理に支障がある場合



II. 活動の内容と期待される効果

未舗装である農道に、砂利、コンクリート、アスファルトなどを舗装します。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・路面の維持管理が容易になる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・路面の状態を目視や自動車で行くなどして点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・未舗装農道に砂利舗装をします。
 - ・砂利舗装にアスファルト舗装をします。特に耐久性が必要な場合はコンクリート舗装とします。

- ③確認
- ・路面の窪みによる雨水の溜まりやぬかるみなどが再び生じていないか確認します。
 - ・アスファルトやコンクリートの表面に大きなひび割れがないかを確認します。
 - ・表面が平坦に仕上がっており走行性に問題がないかを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

農道側溝の補修

I. 活動の対象となる状況

農道側溝において、

- ・ひび割れ
- ・部分的な欠損
- ・側壁の倒壊
- ・目地の劣化

などにより、排水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填や布設替えなどにより、側溝の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・側溝の排水機能が維持される
- ・側溝の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・側溝の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・斜めに生じる大きなひび割れや側壁の倒壊等は外力に起因するものが多いため、部材断面を大きくするなどの検討も必要です。

②実施

- ・ひび割れはひび割れ被覆工法やUカット工法等で補修します。
- ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。
- ・破損状況によっては、部分的に側溝を布設替えします。

③確認

- ・補修した側溝に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



側溝蓋の設置

I. 活動の対象となる状況

農道の側溝において、

- ・蓋がない

ため、通行時に転倒等の恐れや、農業機械の移動や作業などに伴って側溝を傷付ける等の恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

農道の側溝に蓋を設置します。
このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・側溝が保護され、排水機能の維持が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・蓋が必要な場所の有無について、目視点検に加えて、聴き取り調査をします。
 - ・側溝の寸法に応じた蓋を準備する必要がありますが、様々な種類の蓋があるので施設管理者や関係機関等にも相談して検討します。
- ②実施
- ・側溝にコンクリート蓋を設置します。
 - ・コンクリート蓋は重量物となるため、その取り扱いには十分に注意が必要です。
 - ・必要に応じて蓋を運搬して設置するための専用器具も活用します。
- ③確認
- ・蓋の設置後に側溝本体及び路面に段差が生じないよう平坦に設置されているか目視にて点検します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

土側溝をコンクリート側溝に更新

I. 活動の対象となる状況

土側溝において、

- ・側溝法面が崩れやすい
- ・土砂やごみが溜まりやすい
- ・側溝内に雑草が繁茂する などにより、必要な排水量が確保できない、大雨時に溢れるといった排水機能の低下がみられる場合や、清掃や泥上げなどの日常の維持管理に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

土側溝をコンクリート側溝（既製品、現場打ち）に更新します。

コンクリート側溝とすることにより、

- ・側溝の排水機能が維持される
- ・清掃や泥上げなどの維持管理が容易となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・土側溝の現況について目視点検に加えて、聴き取り確認をします。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
 - ・土側溝をコンクリート側溝とすることで、上下流の排水に影響を及ぼす場合や、土側溝が希少な動植物の生育・生息環境となっている場合があるので留意が必要です。

- ②実施
- ・コンクリート側溝（既製品、現場打ち）への更新を行います。
 - ・地盤が軟弱であったり、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。

- ③確認
- ・設置した側溝に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



洗掘箇所の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池において、

- ・堤体の洗掘

などがみられ、堤体が不安定な状態となる恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

洗掘部への土の補充や、土のうの設置などにより、堤体を補修します。

このことにより、

- ・堤体の安定性が確保される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・堤体に洗掘やひび割れなどの異常がないか目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・洗掘部に土を補充して、元の地盤とよくなじむように突き固めます。
 - ・または、堤体法面の勾配に合わせて土のうを設置します。
 - ・必要に応じて板柵などを設置して補強します。

- ③確認
- ・補修箇所が再度崩れたり、洗い出されていないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

漏水箇所の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池において、

- ・堤体からの漏水

がみられ、ため池の貯水機能が維持できない、堤体が不安定な状態となるといった恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

遮水シートの設置や既設の遮水シートの補修を行います。

このことにより、

- ・堤体の安定性が確保される
- ・ため池の貯水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・堤体から漏水があるか目視にて点検します
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・ため池の近傍で遮水に適した盛土材料が採れない場合、表面遮水を目的とした遮水シートの設置を考えます。

②実施

- ・遮水シートをしわ等が発生しないように平滑に取り付けます。
- ・隣合うシートの接合は、材料により接合方法が異なるので留意が必要です。
- ・遮水シートの補修を行う場合は、使用しているシートと同一の材質の補修用シートを接合します。

③確認

- ・遮水シートに破損がないかどうか点検します。破損がみられた場合は、破損箇所に新たな遮水シートを貼り付けるなどして補修します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

取水施設の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池の豎樋、底樋、斜樋などの取水施設において、

- ・ひび割れ
- ・欠損

などが生じて、ため池の取水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填などにより、取水施設の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・ため池の取水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・取水施設の破損や老朽化状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。
 - ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。

- ③確認
- ・補修材のはく離などがいないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

洪水吐の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池の洪水吐において、

- ・ひび割れ
- ・欠損

などにより、洪水時に適切な放水ができない等の機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填などにより、洪水吐の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・洪水吐の放水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・洪水吐の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。
 - ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。

- ③確認
- ・補修材のはく離などがいないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



安全施設の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池沿いなどに設置されている金網フェンスなどの安全施設において、

- ・金網が破れている
- ・胴縁や支柱が曲がっている
- ・部材の腐食

などの破損や老朽化がみられ、ため池周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

破損したフェンスの部品(金網、胴縁、支柱など)の補修や、新たな部品への交換をします。
このことにより、

- ・ため池周辺の安全が確保される
- ・施設の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・金網、胴縁、支柱等の部材の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・フェンス全体に少し力を加えるなどして、ぐらつきがないか点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・金網の破れは新しい金網を繋げて補修します。
 - ・部材の曲がりやハンマーなどで叩いて修正します。
 - ・損傷や腐食が著しい場合は新しい部品に交換します。

- ③確認
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
 - ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

ゲート、バルブの更新

I. 活動の対象となる状況

ため池のゲート、バルブにおいて、

- ・著しい破損
- ・著しい老朽化

などがみられ、ため池の貯水・取水機能に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

著しい破損や老朽化がみられるゲート、バルブの部品又は全体を交換します。

このことにより、

- ・ため池の貯水・取水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ゲートやバルブの部品又は全体を交換します。

- ③確認
- ・ゲートやバルブは操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないかを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

安全施設の設置

I. 活動の対象となる状況

ため池沿いなどにおいて、フェンスなどの安全施設がなく、

- ・転倒や転落などの恐れ

があり、ため池周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

金網フェンスなどの安全施設を設置します。
このことにより、

- ・ため池周辺の安全が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・施設周辺の安全性について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・施設や現地の状況に合わせて、フェンスの延長や高さ、材質等を決定します。

②実施

- ・フェンスなどの安全施設を設置します。

③確認

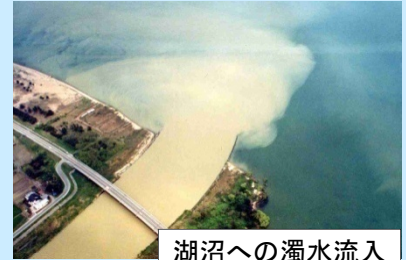
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
- ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



循環かんがい施設の保全等

I. 活動の対象となる状況

- 農地からの排水を原因として、地域の河川・湖沼等の水質が低下し、周辺環境に影響が発生している場合。



湖沼への濁水流入

II. 活動の目的及び基準

- 循環かんがいの実施により窒素・リン等の地域外への流出負荷を軽減し、地域の河川・湖沼等の水質改善を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①ポンプの分解点検清掃を行うこと。
- ②循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。
- ③水質改善の効果を把握するため、水質調査※を行うこと。



循環池の土砂等除去

(※) 地域の水質の現状や改善効果を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①調査・計画
- ・循環かんがい用のポンプの状態や循環池の土砂・ゴミの堆積状況を把握して、ポンプの分解点検等の計画を作成します。
 - ・循環かんがいを導入しない場合の周辺水域への負荷を把握します。

- ②実施
- ・循環かんがい用ポンプの分解点検等を行います。
 - ・必要に応じて、部品交換等をおこないます。
 - ・循環池の土砂・ゴミの除去を行います。
 - ・土砂・ゴミの処理先については事前に検討が必要です。
 - ・なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。

- ③確認
- ・定期的に水質調査等を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認します。

(参考)ポイントの設定と計算例

13ポイント/10ha当たり

※ 地区内の6割以上の面積で取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

水路への木炭等の設置

I. 活動の対象となる状況

- 農地からの排水を原因として、地域の水路や下流河川等の水質が低下している場合。



農地からの排水

II. 活動の目的及び基準

- 木炭等水質浄化施設の水路等への設置により、農業用排水の水質改善を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 確実な効果を有する水質浄化施設※1を設置すること。
- ② 浄化施設の定期的な交換等、適正な管理を行うこと。
- ③ 水質の状況を把握するため、水質調査※2を行うこと。



木炭施用例

- (※1) 木炭のほかに、ヨシやガマ等の水質浄化植物、れきや織布による接触酸化法等がありますが、その選定に際しては専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。
- (※2) 地域の水質の現状や改善効果を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ① 調査・計画 ・水質の状況、水路の流速、水深等の現場条件を考慮して、浄化施設の種類、施工範囲等を検討します。

- ② 実施
- ・水路の流量が安定している時期に、安全や周辺環境に注意しながら、水質浄化施設を設置します。
 - ・木炭等の場合は竹かご・金網等に入れるなど、流失防止策を講じます。
 - ・ヨシやガマなど水質浄化植物の場合は、時期に注意して植栽します。
 - ・浄化施設は、その後の管理が効果に大きく影響するので、各々の水質浄化方法の特徴を把握して、必要な管理(施設の清掃、植物の刈り取り等)を定期的に行います。

- ③ 確認 ・水路の水質の状況を把握するため、適宜水質調査等を実施します。

(参考)ポイントの設定と計算例

4ポイント/m当たり

※ 100haの地区の場合、20m取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

冬期湛水等のためのポンプ設置

I. 活動の対象となる状況

- 地下水の汲み上げにより、地域の農業用水源としての地下水の水位が低下している場合。



II. 活動の目的及び基準

- 非かんがい期等に水田への湛水を行うことにより農業用水源としての地域の地下水をかん養します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①水田湛水を行うために必要となるポンプ等を設置すること。
- ②対象とした水田において、計画に基づいた湛水を行うこと。

(※) 湛水する水田の位置の選定、地下水かん養量の計画、水利権の状況等について専門的技術を有する者の助言を得るようして下さい。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①調査・計画

- 地下水かん養のために必要な揚水量、時期及び湛水する場所について計画を策定します。
- ポンプの規格、設置場所を検討します。
- 水利権等の権利関係を確認し、関係者と協議を行います。

②実施

- ポンプを設置します。
- 設置したポンプにより、対象水田において湛水を行います。
- なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。

③確認

- 湛水の状況を定期的に確認します。
- ポンプの点検等を定期的に行います。

(参考)ポイントの設定と計算例

30ポイント/10ha当たり

※ 100haの地区の場合、25haで取り組めば、500円/10a (50万円)の支援。

グリーンベルト等の設置

I. 活動の対象となる状況

- ・ 降雨等により、農用地の土壌が流出して農地の土量が減少する恐れがある場合。
- ・ 上記に加え、農用地の土砂が流出することに伴い、下流の水質等に悪影響をもたらす恐れがある場合。



土砂の流出状況

II. 活動の目的及び基準

- ・ グリーンベルト等の設置により、降雨等による農地等からの土砂流出を防止します。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①畑地周辺の水路沿い等にグリーンベルト等※を設置すること。
- ②設置したグリーンベルト等の適正な管理を行うこと。

(※)グリーンベルトには月桃、アキノワスレグサ、リュウノヒゲ、イワダレソウ等の株、草本、苗木等が用いられます。また、土砂流出防止のための柵工や畦畔の設置も可能です。地域の状況に応じた植物等を設置する必要があるため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



グリーンベルトの設置

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | ・土壌流出の状況等を把握し、設置範囲、設置植物等を検討します。
・設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ②実施 | ・植栽に際しては、時期に注意して行います。
・設置場所の整地して、設置、植栽等を行います。
・定期的に草刈、補植、刈払いを行います。 |
| ③確認 | ・グリーンベルト等が適正に設置・管理されているか確認します。
・設置後の土砂の流出状況等を把握し、グリーンベルト等設置の効果が発現しているか確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

12ポイント/100m当たり

※ 100haの地区の場合、625mで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

防風林の設置

I. 活動の対象となる状況

- ・ 風塵により農用地の土壌が飛散して農地の土壌が減少する恐れがある場合。または、作物の生育に影響がある場合。
- ・ 上記に加え、農用地の土壌が飛散することに伴い、風下の地域の水質等に悪影響をもたらす恐れがある場合。



風塵の発生状況

II. 活動の目的及び基準

- ・ 防風林の設置により、農地等からの砂塵飛散を防止します。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①防風林を設置すること。
- ②設置した防風林の適正な管理を行うこと。

(※)防風林にはカラマツ、モクマオウ、イスノキ、テリハボク等が用いられます。地域の状況に応じた防風林を設置する必要があるため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



防風林

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①調査・計画
- ・砂塵飛散の状況等を把握し、設置範囲、設置樹種、植栽間隔等を検討します。
 - ・設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。

- ②実施
- ・植栽に際しては、時期に注意して行います。
 - ・植栽する場所の地拵え、植栽等を行います。
 - ・定期的に草刈、補植、枝払いを行います。

- ③確認
- ・防風林が適正に設置・管理されているか確認します。
 - ・設置後の周辺における砂塵飛散の状況を確認し、防風林設置の効果が発現しているか確認します。

(参考)ポイントの設定と計算例

3ポイント/100m当たり (2列で植栽する場合)

※ 100haの地区の場合、2,500mで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

ため池等の浚渫

I. 活動の対象となる状況

- ため池や沈砂池に土砂等が堆積し、豪雨時に下流域の農地等への湛水被害や土砂流出被害が発生する恐れがある場合。



II. 活動の目的及び基準

- ため池や沈砂池の浚渫により、下流域の農地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 浚渫する土砂量を事前に把握すること。
- ② 浚渫により、堤体等の安定性*が損なわれないこと。
- ③ 発生した土砂の処理方法を事前に計画すること。



(※) 浚渫により堤体等の安定性が保たれなくなる恐れもあることから、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ① 調査・計画
- 事前に測量等を行って掘削土量を算定し、ポイントを算出します。
 - 仮設道路、運搬経路、発生土処理方法等について計画を立てます。特に、発生土処理については改良・処分方法等について検討が必要です。

- ② 実施
- 安全や周辺環境に十分注意しながら、仮設道路設置、掘削、運搬、発生土処理を行います。
 - 発生土運搬に際して、ダンプ荷台の積載可能な土量を測定し、運搬車台数による掘削土量の管理等を行います。
 - 公道を使用する場合は道路を汚さないように注意が必要です。

- ③ 確認
- 掘削土量を確認し、必要に応じて計画の変更を行います。
 - 再湛水の際に漏水が見られないかなど確認します。

(参考)ポイントの設定と計算例

20ポイント/100m³当たり

※ 50haの地区の場合、188m³以上の浚渫を行えば、500円/10a (50万円)の支援。

水田魚道の設置

I. 活動の対象となる状況

- 水田と排水路の間等に大きな段差が存在し、魚類の行き来が阻害される等、希少な魚類の生息環境が損なわれている場合。(希少な魚類を保全対象生物種とする場合)
- 周辺地域の生態系の中において、魚道により行き来が確保される魚類と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。(希少な猛禽類などを保全対象生物種とする場合)



魚類の遡上状況

II. 活動の目的及び基準

- 水田魚道を設置し、対象となる魚類や猛禽類などを保全します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に、適切な小規模魚道を設置すること。
- ②設置した魚道の適正な管理を行うこと。
- ③保全対象となる魚類や猛禽類などの生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



千鳥X型

(※)保全対象とする魚類に適した魚道タイプの選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">遡上対象魚種を把握し、対象魚種に適した魚道タイプの選定します。測量を行い、水路勾配等に配慮しつつ、材料の長さ等を決定します。事前に魚道設置場所の土地所有者の確認が必要です。除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">魚道の浮き上がり防止策等にも配慮しながら設置します。斜路は水の重みでたわむことがあるので支えが必要です。管の場合、遡上口を完全に水没させないように注意する必要があります。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">魚道へ適当な水量を流下させるように、流入口で調整します。対象魚種が遡上しているか、設置後もモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

18ポイント/1箇所当たり(新設の場合)

※1 50haの地区の場合、5箇所に設置を行えば、1,000円/10a(50万円)の支援。

9ポイント/1箇所当たり(再設置の場合)

※2 50haの地区の場合、5箇所に再設置を行えば、500円/10a(25万円)の支援。

水路魚道の設置

I. 活動の対象となる状況

- 水路と水田、水路内の段差等により、水路の上流や水田への魚類の行き来が阻害される等、希少な魚類の生息環境が損なわれている場合。(希少な魚類を保全対象生物種とする場合)
- 周辺地域の生態系の中において、魚道により行き来が確保される魚類と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。(希少な猛禽類などを保全対象生物種とする場合)



切り欠き型

II. 活動の目的及び基準

- 農地周りの水路に魚道を設置し、対象となる魚類や猛禽類などを保全します。
 - 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。
- ①対象となる魚類の遡上が可能となるよう、水路に適切な魚道を設置すること。
 - ②設置した魚道の適正な管理を行うこと。
 - ③保全対象となる魚類や猛禽類などの生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



魚類の調査

(※)保全対象とする魚類に適した魚道タイプの選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点

※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">• 遡上対象魚種を把握し、対象魚種に適した魚道タイプの選定します。• 測量を行い、施工範囲を決定します。• 事前に魚道設置場所の土地所有者の確認が必要です。• 除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">• 水深を確保するための堰板が流されないように確実に固定します。• 魚道設置箇所の上流部は畦畔が一部水没する場合がありますので、状況に応じて畦畔の補修等を行います。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">• 対象魚種が遡上しているか、設置後もモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

50ポイント/10ha当たり(新設の場合)

※1 100haの地区の場合、15haの農地を対象とした魚道の設置を行えば、1,000円/10a(50万円)の支援。

25ポイント/10ha当たり(再設置の場合)

※2 100haの地区の場合、15haの農地を対象とした魚道の再設置を行えば、500円/10a(25万円)の支援。

水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置

I. 活動の対象となる状況

- 基盤整備の実施等により、希少な生物(魚類等)の生息環境が損なわれている場合。(希少な生物(魚類等)を保全対象生物種とする場合)
- 周辺地域の生態系の中において、ワンド、ビオトープ等の設置により生息環境を確保される生物(魚類等)と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。(希少な猛禽類などを保全対象生物種とする場合)



石積護岸

II. 活動の目的及び基準

- ワンド、ビオトープ等の設置により、対象となる生物(魚類等)や、その生物を捕食する猛禽類などの生息環境を確保します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①対象となる生物の生息環境を確保することが可能なワンド、ビオトープ、石積護岸等を設置すること。
- ②設置した施設の適正な管理を行うこと。
- ③保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



ワンドの設置

(※)保全対象とする生物に適した施設の選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | •対象生物に適した施設を選定します。
•測量を行い、施設の構造を決定します。
•設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ②実施 | •ワンドについては、既存の水路を拡幅または、既存の水路に接続するように造成し、縁部には玉石や木杭を設置します。
•ビオトープについては、遊休水田等を利用して設置し、対象となる生物の生息環境が確保できるよう、施設の管理を行います。
•石積護岸は、大きさの異なる石を崩れないように積み上げます。 |
| ③確認 | •施設設置後に生物の生息状況のモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

40ポイント/箇所当たり

※1 100haの地区の場合、2箇所設置すれば、500円/10a(50万円)の支援。

生物の移動経路の確保

I. 活動の対象となる状況

- 水路のコンクリート化や農道の整備により、野生生物の生息環境が分断されている場合。



水路から這い上がれないカエル

II. 活動の目的及び基準

- 水路への蓋の設置等により、対象となる生物の移動経路を確保します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①コンクリート水路、道路によって行動範囲が分断されている野生生物を特定して、保全対象とすること。
- ②保全対象生物に適した移動経路を確保する方法を検討※し、対策を講じること。
- ③保全対象の移動経路が確保されているか調査※を行うこと。

(※) 移動経路確保やモニタリングの方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。



水路に木製蓋を設置

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | ・生息環境が分断されている野生生物を特定して、移動経路を確保する方法を選定します。
・除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | ・水路への蓋の設置等により、野生生物の移動経路を確保します。
・水路に蓋をかける場合、コンクリート板や木製板を設置することが想定されますが、人が載ることによって事故が発生ないように対策を講じます。 |
| ③確認 | ・施設設置後に保全対象生物の移動経路が確保されているかモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

6ポイント/10m当たり

※ 100haの地区の場合、125m設置すれば、500円/10a(50万円)の支援。

水環境回復のための節水かんがいの導入

I. 活動の対象となる状況

- 農業用水の取水や集中的な利用等に伴い、渇水時等に水源となる地域の河川等の水量が減少し、水環境が悪化している場合。



水量が減少

II. 活動の目的及び基準

- 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①排水の再利用が可能となるようポンプ等の設置を行うこと。
- ②かんがい用水の取水量を節減するため、計画に基づいた通水を行うこと。

(※) 地域の水環境の状況や取水状況を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



ポンプを利用した節水かんがい

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | ・地域の水環境や取水の状況等を把握し、節水かんがいを実施するための計画を策定します。
・ポンプ等の規格、設置場所を検討します。 |
| ②実施 | ・ポンプ等を設置し、排水の再利用を行います。
・なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。 |
| ③確認 | ・定期的に通水の状況や地域の水環境の状況等を把握します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

30ポイント/10ha当たり

※ 100haの地区の場合、25haで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

水田貯留

I. 活動の対象となる状況

- 豪雨時に下流地域への湛水被害が発生した、または、発生する恐れがある場合。



II. 活動の目的及び基準

- 豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するため、水田貯留を行うための施設を設置します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①地域の状況に応じた工種・施工方法を検討すること。
- ②適切な箇所において、排水柵の改良、畦畔の嵩上げ、水位調整板(管)の設置のいずれかを行うこと。
- ③豪雨時に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。



(※) 地域の湛水状況の把握や、貯留する水田の位置を選定するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | ・湛水被害の状況を把握します。
・貯留による周辺への影響等を検討し、現地の状況に適した工種や設置範囲を検討します。 |
| ②実施 | ・排水柵を設置する際は、田面高と吐口高に注意して設置します。
・畦畔を嵩上げする際は、雑草を含む表土を剥ぎ取ったうえで、嵩上げをします。 |
| ③確認 | ・豪雨時に湛水被害がないか、適宜見回りを実施します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

25ポイント/10ha当たり(排水柵の改良、畦畔嵩上げの場合)

※1 100haの地区の場合、30haで整備すれば、500円/10a(50万円)の支援。

2ポイント/10ha当たり(水位調整板(管)の設置の場合)

※2 他の取組と組み合わせて実施。

様式集

【活動組織編】

I 採択申請に関する書類	
1 活動計画書	P74
2 交付金の振込先	P77
II 事業の着手に関する書類	
1 交付決定前着手届	P79
III 交付金の交付に関する書類	
1 交付申請書	P81
2 概算払請求書	P82
IV 実施に関する書類	
1 活動記録	P85
(参考)作業日報	P86
2 金銭出納簿	P87
3 財産管理台帳	P88
V 報告に関する書類	
1 遂行状況報告書	P90
2 実績報告書	P91
VI 交付金の交付の変更に関する書類	
1 交付金変更承認申請書	P93

I 採択申請に関する書類

(道協様式第101号)[様式第2-1号]

農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書(当初・変更)

(北海道農地・水保全管理対策協議会経由)
農林水産省農村振興局長 殿

申請年月日	平成〇〇年〇月〇日
代表者 職・氏名	代表 山田 太郎
組織名	〇〇地区環境保全会
所在地	北海道〇〇町中央、南町、西町
印	

・該当する区分を囲んでください。

・(3)対象区域及び(4)補修更新等を行う施設の所在地を記入します。

農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書を提出します。

1. 目的

向上活動支援交付金を活用して、水路・農道等の施設の長寿命化や水質・土壌等の保全を図る。

2. 活動計画

施設の長寿命化を図るための取組及び高度な農地・水の保全を図るための取組の対象区域、対象施設、対象活動、活動期間については以下のとおりとする。

(1) 向上活動支援交付金の対象区域、対象施設、対象活動

別紙のとおり。

(2) 共同活動を実施する区域

農用地	田	畑	草地	計
面積(共同活動支援交付金)	20,000 a	1,555 a	100 a	21,655 a
面積(共同活動支援交付金+中山間集落協定)	20,000 a	2,205 a	250 a	22,455 a

(注)共同活動支援交付金の交付を受ける場合は、対象農用地の面積を記入。

共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動を実施する場合は、市町村との協定において農地・農業用水路等の活動を地域ぐるみで行

・共同活動支援に取組む活動組織は共同活動の協定農用地面積を、中山間集落協定に取組む組織の場合は共同活動を地域ぐるみで行うこととしている農用地面積を記入します。

・共同活動支援と中山間集落協定のエリア内の施設を対象とする場合は、欄を追記のうえ朱書きの項目を追加してください。(差分が中山間の面積です。)

(3) 向上活動支援交付金の対象区域

農用地	田	畑	草地	計
面積(施設の長寿命化)	20,000 a	2,205 a	250 a	22,455 a
面積(高度な農地・水の保全)	5,000 a	755 a		5,755 a

(注)農用地の面積は農振農用地の面積とする。

・「(2)共同活動を実施する区域」に記載する面積(共同活動支援と中山間集落協定のエリア内の施設を対象とする場合は当該面積)を記載します。

・面積は共同活動の算定を基にしますので、市町村へ確認してください。

・該当しない農用地区分には「0」を記入してください。

・面積は「a」単位で、少数第1位を切り捨てて記入してください。

(4) 向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設

農業用施設	水路		ため池
	用水路	排水路	
数量	1.3 km	0.3 km	0箇所
	パイプライン	0 km	0.6 km

(注)農地に係る施設は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加するものとする。

・「農業用施設」には、向上活動を実施する水路(用水路・排水路・パイプライン)、農道、ため池の合計延長等を記入します。

・延長は「km」単位で、少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで記載してください。

(5) 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	向上活動支援交付金の交付年数
施設の長寿命化のための活動	平成24年度	平成28年度	5年
高度な農地・水の保全活動	平成24年度	平成28年度	4年

・活動を実施する期間及び交付金の交付を受ける年数を記入します。

・活動を実施する年度にラインを引きます。

・活動に関する指針の活動項目及び活動期間に実施する数量を記載します。

活動区分	活動内容	延べ数量	ポイント	年度計画(ポイント)					金額合計
				H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
1.補修	水路の破損部分の補修	0.4 km							
1.補修	U型トラフ等既設水路の再布設	0.9 km							
1.更新等	素堀り水路からコンクリート水路への更新	0.3 km							
1.補修	砂利舗装面の補修	0.5 km							
1.更新等	砂利道を舗装(アスファルト)	0.1 km							
交付金額計(1. 施設の長寿命化のための活動への支援)				(1,745,430)	(1,745,430)	(1,745,430)	(1,745,430)	(1,745,430)	(8,727,150)
2.田	水路への木炭等の設置	20 m	80 p	6,942,300	6,942,300	6,942,300	6,942,300	6,942,300	34,711,500
2.田	ため池等の浚渫	400 m ³	80 p						
2.畑	グリーンベルトの設置	20 m	2.4 p						
2.田	水田魚道の設置	2 箇所	36 p			18 p	18 p		
2.田	水田貯留(排水樹の改良、畦畔の嵩上げ)	3,000 a	75 p			37.5 p	37.5 p		
交付金額計(2. 高度な農地・水の保全活動への支援)				500,000	0	250,000	250,000	500,000	1,500,000
3	地域資源保全プランの策定								
3	活動組織の広域化・体制強化								
交付金額計(3. 農地・水・環境保全組織の取組に対する支援)				400,000	500,000				900,000
交付金額合計(円)				(2,645,430)	(2,245,430)	(1,995,430)	(1,995,430)	(2,245,430)	(11,127,150)
うち国費分(円)				7,842,300	7,442,300	7,192,300	7,192,300	7,442,300	37,111,500
				(1,322,715)	(1,122,715)	(997,715)	(997,715)	(1,122,715)	(5,563,575)
				3,921,150	3,721,150	3,596,150	3,596,150	3,721,150	18,555,750

・1の(3)の対象区域面積に、10a当たり田3,400円、畑600円、草地400円を乗じた額を記載します。
 ・算出された額の内数で必要額を交付申請(以内申請)をする場合は、上段に括弧書きで交付申請額を記載し、その旨を明示します。

交付金額計欄の上段()は当該年度交付申請額

・活動期間の合計ポイントを記載します。

・活動を実施する年度にラインを引きます。

・欄外の注1を確認のうえ記載してください。

・ポイント算定表を用いてポイントを算定し、活動を実施する年度の当該ポイントと交付金額を記入します。
 ・ポイント算定表は市町村に確認してください。

・対象組織の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記述します。

【記載例】

- (1) ○○集落
- ① ○○水路の補修における自主施行への参加、② ○○水路の更新費用の負担(○水利組合の組合費からの充当)、③ 地域環境の保全活動への参加、④ ……
- (2) ■ 土地改良区
- ① 集落が取り組む農地回りの水路等の長寿命化対策への技術指導、② ……
- (3) ▲ 団体
- ① 集落が取り組む高度な農地・水の保全活動の技術指導、② ……

(注) 当該地区の活動計画に基づき本対策を実施する上で、対象組織及び団体が担う役割等について、地区の状況に応じて記載。

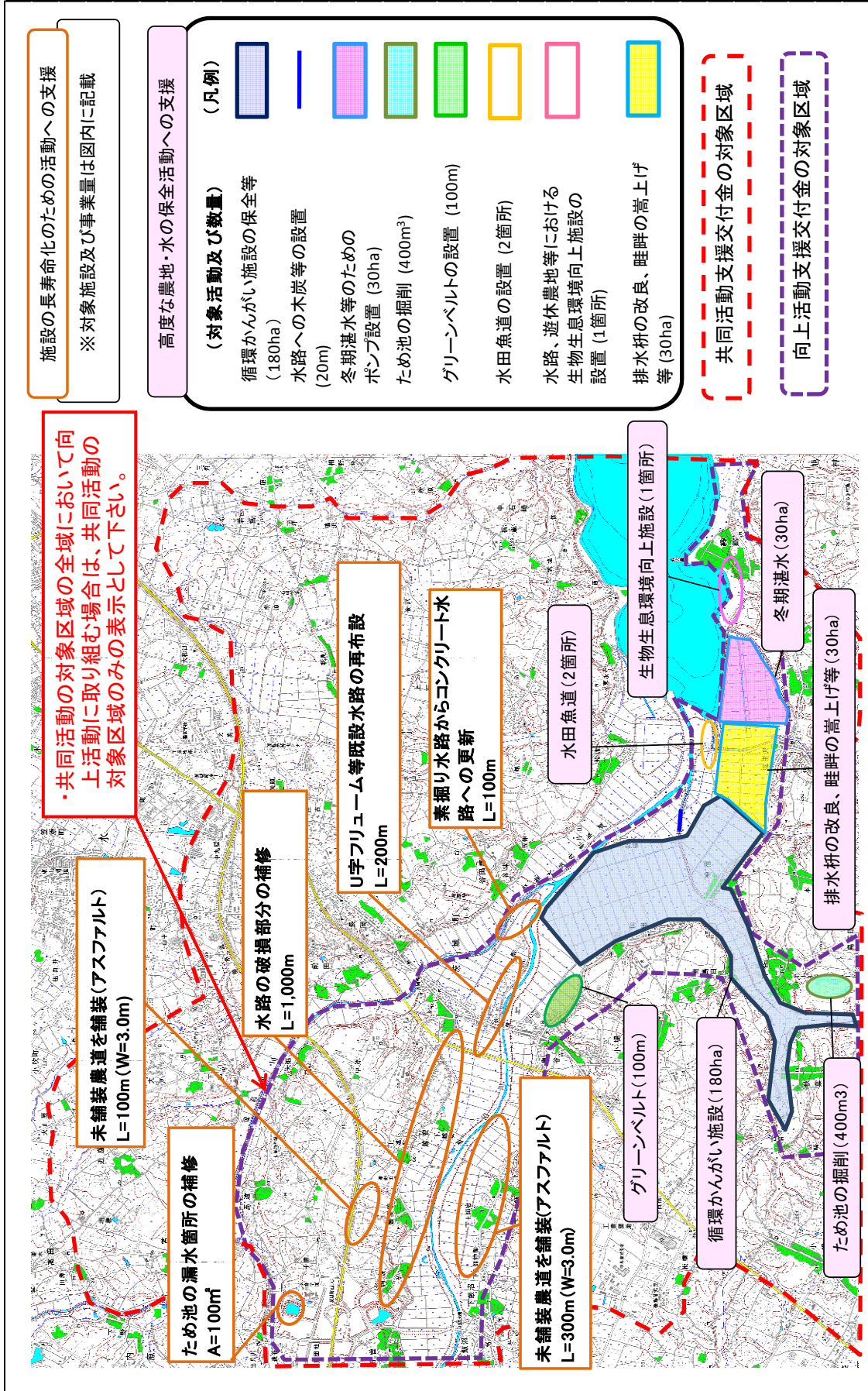
<添付書類>

- ・農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書 / 農地・水・環境保全管理協定
- ・活動組織の規約 / 農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則
- ・農地・水保全管理協定の認定書 / 登記事項証明書の写し
- ・交付金の振込先(別紙2)

(道協様式第101号別紙)

向上活動支援交付金に係る活動の対象区域、対象施設及び対象活動

組織名：〇〇地区環境保全会



(注) 対象区域、対象施設、対象活動の位置図を添付し、補修、更新等を行う施設及び高度な農地・水の保全活動の対象について、活動内容、数量等を記載します。図面枚数が複数枚になってもかまいません。対象区域や対象施設が隠れないように対象活動の旗揚げをしてください。

(道協様式第101号別紙2)

交付金の振込先

・振込先の金融機関名を記入します。

・振込先の金融機関に応じて、該当するものに丸を記入します。

・振込先の支店名を記入してください。

交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)	
	金融機関名	支店名
	<input checked="" type="radio"/> 〇〇〇〇 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金	〇〇支店
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください) <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入) 〇 〇 〇 〇 〇 〇
<<ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。>> ゆうちょ銀行		
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)	
※	・フリガナは口座登録したとおりに全角カタカナで記入して下さい。(特に数字には注意)	

口座名義	フリガナ	マルマルチクカンキョウホゼンカイ(コウジヨウカツドウ)		
	口座名義	〇〇地区環境保全会(向上活動)		
	住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)	北海道	〇〇 市 区 村
		〇〇〇区〇〇番地の〇〇 (山田太郎 宅)		

・役員の改選の都度、口座名義を変更する必要がある場合があるので、口座名義は組織名で登録してください。
 ・共同活動の口座とは別に口座を開設してください。

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。

・農林水産省から振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届くよう、住所と氏名を記載してください。

・口座名義がカタカナで表記されているページの写しを添付してください。

Ⅱ 事業の着手に関する書類

(道協様式第106号)[国様式第2-4号]

(北海道農地・水保全管理対策協議会経由)
農林水産省農村振興局長 殿

- ・本来、交付決定通知が発出された後の事業が交付金の対象となります。
- ・しかし、何らかの理由により、交付決定通知の発出前に事業に着手を行いたい場合は、交付決定前着手届を提出することにより、着手予定年月日以降の活動を交付金の対象とすることができます。

〇〇地区環境保全会
代表 山田 太郎



平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)交付決定前着手届

農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知)第2の7の(1)のアに基づき、向上活動支援に係る活動計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
2. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

・当該年度の事業完了予定日を記入します。
(交付申請書と同じとなります。)

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
向上活動支援交付金	2,617,950	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年3月31日	〇〇〇〇〇〇

・交付申請書に記載した事業費を記載してください。

・交付決定前に事業に着手をしたい理由を記載します。
(例) 降雪により活動に支障が生じる前に事業を終えたいため。etc

Ⅲ 交付金の交付に関する書類

別記様式第2号(第4の(2)関係)

申請先	
国宛	地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

平成 年 月 日

・一方を削除しないでください。

農林水産大臣 殿
北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 氏 名 殿

・交付金の申請は、国と地方のそれぞれに申請するため、国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ、申請書を提出します。

住所 北海道〇〇町〇〇番地〇
組織名 〇〇地区環境保全会
代表者名 代表 山田 太郎

印

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

・活動計画の3. 実施計画の交付金額合計の1/2の金額をそれぞれ記入します。

・自主施行を予定する場合でも、交付申請時は「金銭負担」を前提に記入してください。
・(2)(3)(4)のその他は記載する必要はありません。

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
(1) 施設の長寿命化の取組 2,617,950 円	872,650 円	872,650 円	872,650 円
(2) 高度な農地・水の保全活動 500,000 円	250,000 円	250,000 円	
(3) 地域資源保全プランの策定 0 円	0 円	0 円	
(4) 活動組織の広域化・体制強化 400,000 円	200,000 円	200,000 円	
合計 3,517,950 円	1,322,650 円	1,322,650 円	872,650 円

2. 事業完了予定日 平成〇〇年 3月 31日

・当該年度の事業完了予定日を記入します。

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
2 採択申請時、内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
3 前記4により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

・提出の際は、(注)1. 2. 3の文書を全て削除してください。

別記様式第5号(第7関係)

・本請求書は「国分」の概算払請求書です。
 ・地方分の概算払請求を行う場合は、道協様式第109号に必要事項を記載し道協議会へ提出してください。

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

平成〇〇年〇月〇〇日

(北海道農地・水保全管理対策協議会経由)

農林水産大臣 殿
 支出官 農林水産省大臣官房経理課長 殿

住所 北海道〇〇町〇〇番地〇
 組織名 〇〇地区環境保全会
 代表者名 代表 山田 太郎

印

・国費の概算払は原則2回行います。
【1回目の概算払(国費分)】
 ・1回目は交付決定額の90%を上限に、12月31日迄の執行可能額を請求します。
 ・ただし、国費の交付決定額が100万円以下の組織については、100%の申請が可能ですが、不用額が発生すると説明が必要になります。
【2回目の概算払(国費分)※1月に請求する場合】
 ・3月31日迄の執行可能額を請求します。
 ・2回目は80%以上の進捗のある場合(支払いを了している必要有り)に限り対象です。
 ・工事等を発注済みの場合は出来高にカウントできますが、この場合、90%以上の進捗率になる組織が対象です。

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

・農林水産大臣から通知された交付決定通知の「交付金に係る事業に要する経費」を記載してください。

1. 請求金額 金 1,190,385 円
 2. 請求金額の内訳 平成〇〇年〇月〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額	12月31日まで 予定出来高		
向上活動支援交付金	1,322,650 円	0 円	1,190,385 円	90.0 %	132,265 円	

3. 事業の完了予定 平成 〇〇 年 3月 31日

・当該年度の事業完了予定日を記入します。
 (交付申請書と同じとなります。)

【2回目の概算払(国費分)※1月に請求する場合】
 ・12月31日現在の出来高を記載します。
 ・出来高とは、「支払い」及び「発注」を了している合計金額の割合です。

【既に工事等を発注し代金未払いの場合】
 ・発注した工事の①工期・②金額・③支払予定日を記載します。
 ・なお、複数の工事等を発注している場合は①代表的な工事工期、②支払額の合計金額、③最終の支払い予定日を記載します。
 ・委託額及び工期が記述されている、契約書等の写しを添付してください。

備考
 (12月31日現在の出来高)
 〇〇.〇 %
 工期 H〇〇.〇.〇〇
 ~H〇〇.〇.〇〇
 金額 ***,***円
 支払予定日 △月△日

(道協様式第109号)

・本請求書は「地方分」の概算払請求書です。
 ・国分の概算払請求を行う場合は、別記様式第5号に必要事項を記載し道協議会へ提出してください。

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

平成〇〇年〇月〇〇日

北海道農地・水保全管理対策協議会
 会長 氏名 殿

住所 北海道〇〇町〇〇番地〇
 組織名 〇〇地区環境保全会
 代表者名 代表 山田 太郎

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

・今回請求額の記入にあたっては、道協議会に相談願います。

・日付は、今回請求額分の事業が完了する予定日を記入します。

1. 請求金額 金 1,322,650 円

2. 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ① - (② + ③)
			金額	3月31日まで 予定出来高	
向上活動支援交付金	1,322,650 円	0 円	1,322,650 円	100 %	0 円

3. 事業の完了予定 平成 〇〇 年 3 月 31 日

・道協議会長から通知された交付決定通知の「交付金決定額」を記載してください。

・当該年度の事業完了予定日を記入します。(交付申請書と同じとなります。)

IV 実施に関する書類

(道協様式第113号[国様式第2-5号])

平成〇〇年

支援 活動記録

活動区分: 施設の長寿命化のための活動

組織名: 〇〇地区環境保全会

・活動記録は、支出の有無にかかわらず、活動区分毎に作成して下さい。
・作業日報との整合に注意して下さい。

・作業日報の整理番号を記入します。

・活動計画に位置づけた活動区分を記載します。

・延べ活動時間を記入します。
・延べ活動時間は、必ずしも「実施時間 × 参加人数」と一致はしません。

・活動の内容を記載し、活動項目をチェックします。
・事務処理や打合せについても記録します。

・施設の長寿命化について、日当の支払がある場合、当該金額を記載します。

・構成員、非構成員問わず、それぞれの参加人数を記入します。
・非構成員で「農業者」、「農業者以外」の区分が分からない場合は「農業者以外」に人数をカウントして下さい。

実施月日	活動実施日時		活動参加人数			延べ活動時間	活動内容	No.	備考	日当の支払	日当支払額
	実施時間	実施時間	総参加人数	農業者	農業者以外						
10月21日	9時00分～16時30分	6.5 時間	13 人	10 人	3 人	79.5 時間	<input checked="" type="checkbox"/> 調査計画 <input checked="" type="checkbox"/> 設計作業 <input type="checkbox"/> 発注事務 <input type="checkbox"/> 設置等 <input type="checkbox"/> 事務処理 <input type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業	3	水路目地を補修した。	0	60,000
10月24日	13時30分～17時00分	3.5 時間	9 人	8 人	1 人	31.5 時間	<input type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業 <input type="checkbox"/> 発注事務 <input type="checkbox"/> 設置等 <input type="checkbox"/> 事務処理 <input type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業	7	購入した砂利を数均し、転厚した。	0	31,500
11月15日	9時30分～11時30分	2.0 時間	4 人	3 人	3 人	6.0 時間	<input type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業 <input type="checkbox"/> 発注事務 <input type="checkbox"/> 設置等 <input type="checkbox"/> 事務処理 <input type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業	8	委託工事の竣工検査をした。	0	0
計		19.0 時間				220.0 時間					104,500円

施設の長寿命化に取り組む場合は作成してください。

(様式第2-6号)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金向上活動支援 作業日報

No 1

組織名: 〇〇地区環境保全会

1. 実施年月日

年月日	平成24年10月20日(木)	作業時間	8時30分 ~ 11時30分
-----	----------------	------	----------------

2. 活動内容

施設/箇所	用水路(A地区)	参加人数	2人
活動項目	水路の老朽化部分の補修	<input checked="" type="checkbox"/> 調査計画 <input type="checkbox"/> 設計作業 <input type="checkbox"/> 発注事務 <input type="checkbox"/> 設置等 <input type="checkbox"/> 事務処理	

・活動の実施時間を概ね30分単位で記入します。

・該当する項目にチェックしてください。

3. 作業記事

現場で土地改良区の職員と水路の延長や断面の現場確認・打合せを行った。

・活動の内容について簡単に記述します。

4. 写真



・活動の様子が分かる写真を添付します。
・発注事務等、写真を添付できないものは写真がなくても構いません。

5. 参加者名簿

山田太郎	
鈴木次郎	

・参加者の氏名を記載します。
(パソコンで作成することも可)

(道協様式第114号)[国様式第2-7号]

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金 向上活動支援交付金 金銭出納簿

・活動計画に位置づけた活動
区分毎に作成します。

・日当については、施工日を記入
します。

・領収書と同じ日付(実際に支払
を行った日付)を記入します。

〇〇地区環境保全会

①施設の長寿命化のための活動

日付	分類 (注1)	活動項目	内 容	収入(円)	支出(円)				計	残高 (円)	領収書 等番号 (注3)
					水路	農道	ため池	事務費			
8月7日			向上活動支援交付金の受取(国分)	872,650						872,650	
8月18日			向上活動支援交付金の受取(地方分)	872,650						1,745,300	
8月25日	①	水路の破損部分の補修	目地材購入		89,150					1,656,150	①-1
;			;		;					;	;
;			;		;					;	;
10月28日	①	砂利舗装面の補修	施工機械のリース代			78,000			78,000	1,508,250	①-7
11月6日	①	水路の破損部分の補修	日当 (10/21施工分)		60,000				60,000	1,448,250	①-8
11月6日	①	砂利舗装面の補修	日当 (10/24施工分)			31,500			31,500	1,416,750	①-9
;			;		;					;	;
11月1日	①	砂利舗装面の補修	路盤材(切込砕石φ40mm)			382,500			382,500	731,902	..
11月26日	①	事務	コピー用紙とプリンター用のインク購入				14,552		14,552	717,350	①-22
11月27日			金銭負担 (〇〇水利組合より)	674,650					0	1,392,000	①-23
11月30日	①	水路	委託費の支払(〇〇建設) △△水路のトラブ設置工事		1,260,000				1,260,000	132,000	;
;			;		;					;	;
合 計				2,419,950	1,913,398	492,000	14,552		2,419,950	0	

(注1) 分類については、「施設の長寿命化のための活動」に関するものは①を、「高度な農地・水の保全活動」に関するものは②を、「地域資源保全プランの策定」に関するものは③を、「活動組織の広域化・体制強化」に関するものは④を記載してください。

(注2) 金銭出納簿は、対象組織が取り組む対象活動(①施設の長寿命化のための活動、②高度な農地・水の保全活動)を項目の上段に記入の上、対象活動毎に整理してください。

(注3) 領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等に

※ 共同活動支援交付金と向上活動支援交付金は、別々の金銭出納簿で管理しましょう。

・領収書に記入した整理番号を記入します。
・領収書は必ず保管しておいて下さい。
・領収書はシートでも構いません。(日付、店名、購入品名が記載されていない場合はメモして下さい。)

別記様式第10号（第15関係）

財産管理台帳

・組織名を記入します。

事業実施主体名	事業の内容					事業名	経費の内訳(単位:円)				事業実施年度	処分期間	処分の状況		年度	
	事業実施主体名	工事簡所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		国の交付 金	地方分	その他	耐用 年数			処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
	〇〇地区環境保全会															
名称	工種構造・規格	工事簡所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	事業名	国の交付 金	地方分	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	年度	摘要	
水路	〇〇用水路 BF-400	北海道〇〇町字〇番地	40m	H24.10.2	H24.12.5		100,000	100,000	0	17	H41.12.4					
農道	農道〇〇線 アスファルト舗装(t=5cm)	北海道〇〇町字〇番地	50m	H24.10.15	H24.11.20		300,000	300,000	0	10	H34.11.19					
							400,000	400,000	0							
						計	800,000	400,000	0							

・施設の長寿命化のための活動で更新等を行った施設(対象活動のメニューが更新等のもの)について記載します。

・処分の状況欄には、農林水産省農林水産部農林局長等の承認を受け、当該施設を市町村等に譲渡した場合などに、承認日とその処分の内容(譲渡等)を記入します。その際、摘要欄に譲渡先等を記入します。

(記載要領)

1. 処分期間年月日欄には、処分期間の終期を記入すること。
2. 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3. 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4. この書式により難しい場合には、処分期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
5. 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

V 報告に関する書類

・交付決定額(国費分)が100万円以上の組織にあっては、毎年度1月31日までに道協議会を経由し農林水産省へ提出します。
 ただし、未請求額がある場合、概算払請求書の提出をもって、これに代えることができます。

【2回目の概算払(国費分)※1月に請求する場合】
 ・2回目は80%以上の進捗のある場合(支払いを了している必要有り)に限り対象です。
 ・工事等を発注済みの場合は出来高にカウントできますが、この場合、90%以上の進捗率になる組織が対象です。
 ・なお、交付決定額(国費分)が100万円以上の組織で、前述の80%or90%に満たない場合、概算払請求を行うことができないため、遂行状況報告書の提出が必要になります。

別記様式第6号(第9関係)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

番 号
 年 月 日

(北海道農地・水保全管理対策協議会経由)

農林水産大臣 殿

住 所 北海道〇〇町〇〇番地〇
 組織名 〇〇地区環境保全会
 代表者名 代表 山田 太郎 [印]

平成〇〇年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

・12月31日時点の支出済額を記入します。 記

1. 事業遂行状況

区 分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (B) (平成〇〇年12月31日)	進捗率 (B) / (A)	備 考
向上活動支援 交付金	3,517,950 円	3,342,052 円	95.0%	

・農林水産大臣から通知された交付決定通知の「交付金に係る事業に要する経費」を記載してください。

・少数第2位を四捨五入し、第1位止めで記載します。

【進捗率が50%未満で、既に工事等を発注し代金未払いの場合】
 ・発注した工事の①工期・②金額・③支払予定日を記載します。
 ・なお、複数の工事等を発注している場合は①代表的な工事工期、②支払額の合計金額、③最終の支払い予定日を記載します。
 ・委託額及び工期が記述されている、契約書等の写しを添付してください。

工期 H〇〇.〇.〇〇
 ~H〇〇.□.□□
 金額 ***,**円
 支払予定日 △月△日

別記様式第8号(第10の(2)関係)

・国宛と地方宛のいずれかを選択し、報告先毎に代表者印を押印のうえ、報告書を提出します。

報告先	
国宛	地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

・一方を削除しないでください。
(〇〇市町村経由)

農林水産大臣 殿
北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 氏 名 殿

・事業完了の日から1ヵ月、もしくは4月10日のいずれか早い期日までに提出します。
・工事等が終了し、その後、事業を行わない(交付金を使用しない)場合は、速やかに提出してください。

住所 北海道〇〇町〇〇番地〇
組織名 〇〇地区環境保全会
代表者名 代表 山田 太郎

印

平成〇〇年度において交付決定のあった農地・水保全
下記のとおり、報告する。

なお、併せて精算額 132,265円の交付を請求する。
記

・交付申請書(交付金変更承認申請書)の金額を上段に記入します。
・金銭出納簿を集計し、当該年度の支出額を下段に記入します。

1. 交付金の精算額

事業費	交付金の精算額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 (2,617,950) 2,419,950 円	(872,650) 872,650 円	(872,650) 872,650 円	(872,650) 674,650 円
(2)高度な農地・水の保全活動 (500,000) 500,960 円	(250,000) 250,000 円	(250,000) 250,000 円	(0) 960 円
(3)地域資源保全プランの策定 0 円	0 円	0 円	0 円
(4)活動組織の広域化・体制強化 (400,000) 415,000 円	(200,000) 200,000 円	(200,000) 200,000 円	(0) 15,000 円

注：予算額を上段括弧、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日 平成〇〇年〇月〇日

3. 事業完了日 平成〇〇年〇月〇日

4. 事業の成果

活動区分	実施内容	実績	金額(円)
1.補修	水路の破損部分の補修	0.1 km	269,850
1.更新等	素掘り水路からコンクリート水路への更新	(0.06) 0.2 km	825,100
1.更新等	砂利道を舗装(アスファルト)	0.1 km	1,325,000
2.田	水路への木炭等の設置	20 m	500,960
3	活動組織の広域化・体制強化	-	415,000
小計			3,335,910

・施設の長寿命化の取組の下段には、金銭負担の実績値を記載します。

・当該年度に実施した施工延長等を記入します。
・設置を行わない購入資材(トラフ等)がある場合、上段に()書きで延長等を記入します。

・金銭出納簿により集計した実施内容毎の支出額を記入します。

体制強化」とする。

3 採択申請書(交付金変更承認申請書)を提出する場合は、変更がある場合から変更がある場合と。

4 3による報告を「関係書類を添付する」として提出する場合は、「関係書類を添付する」として提出する。

5 添付書類(領収書、見積書、写真等)を添付する場合は、添付した資料、帳簿の写しを添付する。

6 施設の長寿命化のための活動への支援のうち、農地に係る施設については、都道府県が策定する対象活動・対象施設に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

7 地域資源保全プランを策定した年度においては、同プランを添付するものとする。

8 精算額がある場合は、本文中の()書きを追記すること。

・提出の際は、(注)1~8の文書を全て削除してください。

VI 交付金の交付の変更に関する書類

別記様式第4号(第6関係) (その2:対象組織)

・交付金の申請は、国と地方のそれぞれに申請するため、国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ、申請書を提出します。

申請先	
国宛	地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

・一方を削除しないでください。

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 氏 名 殿

住 所 北海道〇〇町〇〇番地〇
組織名 〇〇地区環境保全会
代表者名 代表 山田 太郎

印

平成〇〇年度に交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

・採択内容の変更により交付金額に変更が生じる場合には、変更後の交付金額を下段に記入し、変更前の金額を上段に括弧書きで記載します。

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 (2,617,950) 2,617,950 円	(872,650) 872,650 円	(872,650) 872,650 円	(872,650) 872,650 円
(2)高度な農地・水の保全活動 (500,000) 500,000 円	(250,000) 250,000 円	(250,000) 250,000 円	(0) 0 円
(3)地域資源保全プランの策定 (0) 500,000 円	(0) 250,000 円	(0) 250,000 円	(0) 0 円
(4)活動組織の広域化・体制強化 (400,000) 400,000 円	(200,000) 200,000 円	(200,000) 200,000 円	(0) 0 円
合計 (3,517,950) 4,017,950 円	(1,322,650) 1,572,650 円	(1,322,650) 1,572,650 円	(872,650) 872,650 円

注: 予算額を上段括弧、変更申請額を下段に記載すること。

2. 事業完了予定日 平成〇〇年 3月 31日

・当該年度の事業完了予定日を記入します。

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付申請額」欄の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 4 採択申請時等に提出した規約等、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定又は活動計画を添付し提出すること。
- 5 採択申請時等に提出した活動計画の内容から変更がある場合は、「なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

・提出の際は、(注)1~5の文書を全て削除してください。

農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金） に関するQ&A

（Q1）共同活動支援と向上活動支援を両方実施する場合、活動ごとに活動組織を設立するのですか。

（A）活動組織は、地域が一体となって共同活動を通じ、農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全を図ることを目的として設立するものです。このため、同一の地域で共同活動支援と向上活動支援のための組織を別々に設立しないようにして下さい。

（Q2）向上活動支援と共同活動支援の区分経理は必要ですか。また、施設の長寿命化のための活動と高度な農地・水の保全活動の区分経理は必要ですか。

（A）向上活動支援と共同活動支援については、金銭出納簿を分けて経理をして下さい。また、施設の長寿命化のための活動と高度な農地・水の保全活動については、同一の金銭出納簿にそれぞれの支出を区分して記帳して下さい。

（Q3）施設の長寿命化のための活動は、自主（直営）施工に限られるのですか。

（A）厳密な測量や専門的な技術が求められる工事について、専門業者に発注して施工を行うことも可能です。

（Q4）高度な農地・水の保全活動の取組期間はどのようになるのですか。

（A）取組期間は原則5年間としていますが、期間を短縮することも可能です。なお、取組期間の中に取組が無い年度が含まれていても構いません。

（Q5）地域資源保全プラン策定への支援の交付金の使途はどのようなものですか。

（A）施設の状況把握、長寿命化対策の計画作成、資金計画作成、サポート体制の構築、地域の水利用計画作成に必要な現地調査、施設の機能診断等に支出することができます。

【お問い合わせ先】

北海道農地・水保全管理対策協議会

事務局：水土里ネット北海道水土里推進部 （電話）011-221-2292

北海道農政部農村振興局農村設計課

（電話）011-204-5399

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 農地・水保全管理支払交付金について
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html